

地方自治確立期の行政課題

——松本市制直後の予算審議と教育費・土木費問題——

木村 晴 壽

はじめに

はじめに

一 松本町・市の財政

(一) 財政規模の推移

(二) 歳入の概略

(三) 歳出の特徴

二 予算案審議と教育費・土木費問題

(一) 教育費問題

(イ) 松本戊戌商業学校補助金

(ロ) 女子職業学校

(二) 土木費と談合問題

(三) その他の問題

結び

いま全国的に進行中の市町村合併に向けた取り組みが、総務省による様々な行政指導、直接的には、時限立法として成立したいわゆる合併特例法を直接の契機としていることは周知の事柄である。政府が市町村合併を推進すべく、その積極的な動きに踏み切った大きな要因が一方では国家財政の逼迫、国と地方の関係でより具体的にいえば、地方交付税を含めて国から地方に対する支出が政府歳出総額の四割近くを占めるまでになった地方への財政負担に堪えきれず^①、政府としてその削減に着手せざるを得なくなったことにあるのもまたよく知られるところであり、他方では、幾多の地方自治体が財政的破綻に瀕している事実がある^②。国から地方への財政負担を削減するという場合、それは国家財政に占める地方交付税等の割合を、現在の水準から幾分か下げる程度では事足りるはずもなく、根本的には財政の支出構造そのものを再検討する他ないことは明かであろう。

こうした事情を背景として押し進められる以上、かかる自治体合併の眼目が、何よりも財政効率化にあることは自明であろうし、したがって、このような脈絡で進展する地方分権は、地域開発を強力に押し進めることで都市と地方の格差を縮めようとの意味合いが強かったかつての地方分権志向とは、その内実において異なるのである^③。

本来の意味での地方分権ではなかったとしても歴史的にみれば、これまでも我が国においては地方行政に重大な影響を及ぼす動きが幾度か見られた。特に明治維新以降、太平洋戦争終結までの期間

に、地方制度は目まぐるしく変遷したのであり、その主たる動向・契機を列挙すれば以下のごとくである^④。

- ① 廃藩置県断行直後の明治五(一八七二)年から翌六年にかけて行政単位として設定・実施された大区小区制、
- ② 廃藩置県時の三府七二県を一挙に三府三五県とした明治九(一八七六)年の府県廃合、
- ③ 郡町村が行政単位として設定され制度的に公共団体となった明治一一(一八七八)年発布のいわゆる地方三新法(郡区町村編制法・府県会規則・地方税規則)ならびに明治一三(一八八〇)年の区町村会法、
- ④ 行政単位を再び拡大するために行われた明治一七(一八八四)年の三新法改正、
- ⑤ 我が国地方制度の歴史的原型といわれる明治二二(一八八八)年から二三年にかけての市制町村制・府県制郡制の制定、
- ⑥ 多くの欠陥を抱えながら展開した郡制の廃止(大正一〇年)と郡役所の廃止(大正一五年)

地方制度に関わる主要な画期のうち、⑥の群制・郡役所の廃止を別とすれば、これら地方行政制度改変の背景にはいずれも財政問題が潜んでいたのであり、また多かれ少なかれ町村合併(地方三新法の直後のみ町村分離がみられたが、それも三新法の改正で再び合併へと向かった)をともなつてもいた^⑤。

すなわち大区小区制の場合、廃藩置県後に激増した新たな国政事務を分担する行政単位として大区・小区が設定され、それまでの町

村は制度上の地位を失ったばかりか、専ら義務的経費の負担者となつた。したがって、その経費負担に堪えられない町村は合併を余儀なくされたのである^⑥。松本地方もその例外ではなく、明治八年には岡田・本郷地区の一三か村が合併し岡本村になり、地藏清水町以下三六町からなる北深志町、本町以下七町からなる南深志町などが誕生している^⑦。

財政上の要請を背景としている点では地方三新法の施行も同様であり、それは軍備増強と工業化のために行われた不換紙幣濫発および西南戦争による膨大な戦費調達の結果としてもたらされた深刻な財政難の解決策として国家財政を地方財政へ転嫁する、という側面を持つていた。それ故に、地方三新法を契機として地方税の増徴がスタートしたのは当然の帰結だつた。

こうした紙幣整理と軍備増強のための増税は、松方デフレ下で苦しむ大衆の経済難に追い打ちをかける結果となるのも当然のことであつた。新・増設の大衆消費税に加え、公立学校費・学務委員給料が町村費から支出されることとなり、さらには教育令の改正により、義務教育年限の3年間への延長・国庫からの小学校補助金廃止によつて、もともと町村にとつては重い負担を強いられていた教育費が一層膨張することとなつた^⑧。かかる町村財政の圧迫は、当然のごとく、町村税の増徴へとつながつたのである。

府県レベルでも府県庁舎・監獄の建築・修繕費用が国費から府県費負担へと移行し、府県土木費に対する国庫下渡し金が廃止されるなど、府県土木費の膨張↓町村土木費の膨張というルートでも国家財政の地方財政への転嫁、特に町村財政への転嫁が進んだのである。特に経済的落ち込みが著しかつたのは農村であり、デフレ経済

下での極端な米価低落の直撃を受けて動揺していた村々への対応策としてとられたのが、区町村費を強制的に徴収することを可能とする制度上の改正だった。これが、明治一七年の三新法改正の実態であり、この改正にもなつて町村の連合が進展したのである^⑨。

以上のような過渡的かつ便宜的な措置に対して、本格的・体系的な地方制度の確立を目指して制定されたのが、我が国地方制度の原型となつた市制町村制・府県制郡制である。ここでは、国家が要求する種々の負担に充分堪えうる強力な町村が望まれ、行政能力上も財政能力上も「有力町村」であることが必要とされた。そのため町村は一定の面積と人口を持つことが必要であるとの論理から、ドラスティックな町村合併が強行されることとなつたのである。市制町村制の施行からわずか一〇ヶ月の間に全国の町村数が、なんと五分の一に減つたと言われている^⑩。

市制町村制の制定(明治二二年)を契機として松本地域でも町村合併の大きなうねりが起こつていた。

市制町村制にもなう「有力町村」の創出を目指す町村合併である以上、その多くは県からの命令を受けた合併となつた。現在の松本市域に属する四八町村が一七町村へと統合され、その際、松本北深志町と松本南深志町および桐・蟻ヶ崎・宮渕・白板・渚・筑摩の六ヶ村が合併することにより松本町が誕生した^⑪。

地方行政をめぐるこのような流れを歴史的な前提として明治二三(二八九〇)年、松本町は町会に市制施行のための取調準備委員会を設置した^⑫。しかし、市制へ向けた動きは本格的とならず、数年を経た明治二七年に至り、松本町会議長から内務大臣へ市制施行の申請が行われたのである。これに対し内務省は、ほぼ一年半後の明

治二九(二八九六年)、松本市制を認めずとの結論を県に通牒した。

一方、松本町会では市制施行への強烈な意欲を持っていたようであり、同じ明治二九年中に再度市制施行の申請を行つているし、衆議院選挙で市部が独立区となることに合わせて明治三五(一九〇二)年にも同様の申請をしたが、いずれも内務省に拒否されている。この後も断続的に市制施行に向けた動きが続けられ、漸く明治三九(一九〇六)年に松本町は市制への移行許可を得たのである。

こうして、明治四〇年五月に松本市が発足することとなつた。

このようにみても、地方行政に関する制度上の改変が、いずれも財政問題を契機として惹き起こされ、(地方の実情とは乖離した論理で)その都度、全国の町村が様々なかたちで合併問題に直面したことが明かとなる。

以上のような、地方行政をめぐる全国的動向を念頭に本論は、松本町の成立から松本市制施行直後までの時期を対象とし、自治の原型が形成・確立される過程で地方都市がいかなる行政課題を抱え、またそれらの課題にいかに対処しようとしていたのかを明らかにしようとしている。特に、市制施行後に関しては松本市議会審議のあり方を、歳出の主要費目たる教育費と、住民にとっての身近なテーマである土木費を中心に検討することによって、地域に最も密着した行政・政治の場である地方議会が歴史的に果たした役割を明確にし、もつてその本質的性格の理解につなげたい。

市制施行後の松本市議会の動向・内容に関しては、これまでも旧『松本市史』(一九三三年、松本市役所)、『松本市史』第二巻歴史編Ⅲ近代(一九九五年、松本市)において取り上げられており、それらはなにもまず参照するべき文献であるが、にもかかわら

ず本論では議題と結論のみではなく、その審議のされ方をも提示することによって市議会の歴史的あり方を把握しようとしている。したがって、これら先行研究と重複する部分は可能な限り省きながら、ここでの叙述を進めることとする。

一 松本町・市の財政

(一) 財政規模の推移

上述のごとく、明治二一年の町村制施行にともない政府は、自治に堪えうる「有力町村」の創出を目的に町村合併を進めた。合併の目的自体が、国家の屋台骨を支えるに足る地方組織を設定することにあつたため、一村であつてもそれなりの規模と財政能力を備えるとみなされた村々は独立村として存続が認められた。松本地方では、例えば里山辺村、入山辺村、新村など一〇か村がこの時、独立村として存続し合併には至らなかつた¹⁾。その一方で、政府の意向を受けた県からの命令による合併の結果、松本町（松本北深志町・松本南深志町・桐村・蟻ヶ崎村・宮渕村・白板村・渚村・筑摩村の合併）、松本村（出川村・笹部村・両島村・高宮村・並柳村・筑摩村の合併）、芳川村（村井町村・小屋村・平田村・野溝村の合併）が成立したのである。もつとも、当初の県計画はこれとは異なり、やや小規模な合併案だったが、その後、東筑摩郡長からの意見と実地調査に基づいて上記の合併に至つたごとくである²⁾。

松本町の場合、当初は、南深志町と北深志町の合併が想定されており、蟻ヶ崎村・桐村で一村、渚村・白板村・宮渕村で一村、筑摩

村は存続、という内容だったが、現地調査に基づき郡長からは以下のような意見が提出された。

「渚村、宮渕村、白板村、蟻ヶ崎村、桐村、筑摩村、松本北深志町、松本南深志町該八ヶ町村ノ内両深志町ヲ除キ筑摩村以下六ヶ村中市街密接シテ本町ニ属セザルヲ得ザルモノ夥多ニシテ 其密接ノ箇所ノミヲ裂ク時ハ残部分ハ独立シ能ハズ 且地形飛散シ併合モナシ能ハサルニ依リ 以上八ヶ町村全体ヲ併合シテ松本町ト称ス」³⁾

こうして誕生した松本町が現在の松本市に至る地方自治の原型であり、形成・確立期の地方自治がどのように展開したのかを考える際の重要な検討素材であろう。

松本町は早くも明治二〇年代には、内務省に対し市制への移行申請を行い、その後も幾度かの申請を繰り返した。長野から松本への県庁移転をめぐる一連の事件・顛末が極端となつて市制実現は果たせなかつたごとくであるが、移行問題は本論の主題ではないので、ここではその問題の検討は割愛せざるを得ない。

紆余曲折を経ながら漸く松本町の市制移行が実現したのは長野市成立から一〇年後の明治四〇年であつた。

市議会の審議内容を検討するのに先立ちここでは、まずもつて松本町・市の財政状況を検討しておくべきだろう。史料の残存状況から、松本町・市時代を通じる財政の全貌を把握することはできないが、全国的な統計資料などを活用して財政の概略を把握することは可能である。

町村制が実施されて以降の松本町・市の歳入・歳出を費目別の割合として示したのが、第1・2表である。

第1表 松本町・市の歳入(費目毎の割合)

単位:%

	雑収入	繰越金	補助金・交附金	公債金	町税	その他	歳入合計	指数
明治22	37.5	0.0	1.5		59.7	1.3	11,116	100
明治23	18.2	0.9	1.3		72.5	7.1	13,037	117
明治24	16.9	3.7	4.7		73.5	1.2	14,108	127
明治25	35.4	3.9	4.1		54.4	2.2	17,142	154
明治26	30.9	12.5	3.9		50.7	2.0	17,592	158
明治27	33.1	11.9	4.4		48.9	1.7	18,261	164
明治28	33.6	13.4	2.9		46.4	1.7	19,505	175
明治29	40.5	12.4	3.2		43.0	0.9	27,131	244
明治30	30.1	9.7	6.3	2.0	51.3	0.7	25,610	230
明治31	28.1	16.6	5.4		48.5	1.4	30,113	271
明治32	30.8	6.2	4.0	4.5	53.3	1.1	34,721	312
明治33	15.8	5.7	12.6	30.9	34.4	0.6	65,271	587
明治34	14.7	17.1	18.8	14.3	34.5	0.5	97,839	880
明治35	10.3	22.5	16.5		49.9	0.8	91,167	820
明治36	7.4	15.6	2.9	39.4	33.8	0.9	149,604	1,346
明治37	16.9	32.6	10.0		38.9	1.5	63,570	572
明治38	18.2	7.0	10.5		62.4	1.8	57,996	522
明治39	15.0	3.5	8.3		71.4	1.8	69,501	625
明治40	16.6	0.0	10.8		70.9	1.8	67,279	605
明治41	5.8	6.8	35.5		51.0	0.9	135,860	1,222
明治42	3.1	5.0	38.2		52.5	1.1	148,634	1,337
明治43	4.5	15.7	6.3		68.6	4.9	102,815	925
明治44	2.9	5.6	5.0	42.5	43.4	1.8	179,853	1,618
大正1	6.7	21.7	6.1		61.5	3.9	127,510	1,147
大正2	1.5	9.9	6.1		69.3	12.9	114,843	1,033
大正3	3.5	7.4	6.5		69.3	13.3	112,400	1,011
大正4	2.7	6.2	7.5		70.0	13.6	110,663	996
大正5	6.1	4.1	11.2	12.5	62.3	7.1	139,833	1,258

- 1) 松本町の歳入・歳出は「町村制実施以来松本町財政一覧表」、松本市については旧『松本市史』下巻151頁～162頁の年表により作成。
- 2) 歳入合計は実際の金額なので単位は円。

第2表 松本町・市の歳出(費目毎の割合)

単位:%

	役場費	土木費	教育費	衛生費	警備費	諸税及負担	公債費	その他	歳出合計	指数
明治22	46.9	14.0	32.6	0.1	4.4	0.0		2.0	10,244	100
明治23	36.3	6.9	39.5	0.3	0.7	11.0		5.3	11,314	110
明治24	38.1	6.5	38.8	0.4	0.1	15.6		0.6	12,210	119
明治25	32.1	11.0	53.5	0.5	0.1	1.9		0.8	13,364	130
明治26	29.9	5.9	57.8	0.7	0.2	3.3		2.2	14,936	146
明治27	29.7	5.5	56.1	0.3	4.5	2.7		1.1	14,892	145
明治28	27.3	5.4	56.1	0.6	4.4	4.3		1.8	16,142	158
明治29	20.7	23.3	46.6	3.7	1.2	1.7		2.7	24,645	241
明治30	26.8	7.8	52.8	2.9	2.4	1.5		5.9	20,358	199
明治31	21.7	7.9	49.4	9.5	8.4	1.0	0.3	1.8	27,954	273
明治32	23.7	5.7	56.5	8.0	2.4	1.5	0.4	1.8	31,025	303
明治33	16.0	4.0	66.9	1.6	0.8	2.7	6.7	1.2	48,496	473
明治34	12.6	9.5	67.3	0.7	0.7	3.4	5.1	0.7	77,320	755
明治35	13.2	9.7	64.2	1.6	0.8	3.1	6.4	1.0	67,780	662
明治36	6.0	1.6	43.7	0.4	0.4	2.5	45.1	0.3	127,442	1,244
明治37	11.8	1.2	51.3	0.3	0.5	2.4	27.2	5.3	59,514	581
明治38	13.1	3.1	56.3	2.8	0.4	1.9	21.2	1.1	55,563	542
明治39	13.3	3.9	51.6	1.5	0.7	4.2	23.9	0.9	66,393	648
明治40	12.7	2.7	68.0	1.9	1.2	6.1		7.3	67,279	657
明治41	6.8	5.9	55.7	2.4	1.3	0.2	27.6		149,861	1,463
明治42	7.9	2.0	57.4	4.3	1.5	0.1	26.7		132,515	1,294
明治43	13.2	4.5	43.2	4.6	1.1	0.4	32.9		92,794	906
明治44	14.4	5.6	29.8	3.8	0.5	0.0	45.9		152,238	1,486
大正1	33.1	3.5	32.5	7.3	0.6	0.1	22.8		116,196	1,134
大正2	20.5	4.6	37.2	4.2	1.0	0.1	32.4		106,476	1,039
大正3	16.1	7.4	41.3	5.2	1.4	0.1	28.6		105,532	1,030
大正4	19.6	8.2	38.4	5.6	1.5	0.1	26.7		104,981	1,025
大正5	18.0	6.5	49.3	5.7	2.2	0.1	18.3		111,924	1,093

- 1) 松本町の歳入・歳出は「町村制実施以来松本町財政一覧表」、松本市については旧『松本市史』下巻151頁～162頁の年表により作成。
- 2) 歳出合計は実際の金額なので単位は円。

これら財政規模の推移を一瞥して特に目を引くのはまず、松本町の歳入・歳出規模ともに明治三六年および明治四〇年に急膨張していることであろう。

明治三六年の財政膨張についてはなによりも、日露戦争との関連が想起されねばならない。日露戦争にかかわる戦費調達のために迫られた政府が、空前の大増税とともに大規模な公債発行を行い、それらが地方に転嫁されたことがこうした著しい財政規模の拡大となつて現れたのであり、まさに急膨張という他ない。

第1表では歳入における公債費、つまり公債発行を通じて徴収された収入五万九千円に対して約五万八千円が公債費支出に充当されている。公債費収入がほぼそっくりそのまま、国庫へ吸い上げられている様子が明瞭に示されている。末端町村への強制割当となつて発行されたかかる公債は本質的には租税の前取りであり、またその長期分割の手段であることを念頭に置けば、この場合、地方自治体としての松本町が、国家的要請をストレートに住民に徹底する機関としての役割を果たしていることがわかる。同時に明治三七年には一転して緊縮財政となっており、これも日露戦争開戦後、つまり戦時下において政府が地方財政の緊縮方針を徹底したことの表れである¹⁶⁾。

戦費調達が緊急課題となりあらゆる方法での大増税が実施された明治三六年を別とすれば、松本町の財政規模は、この期間を通じておおよそ六から七倍規模に拡大していった。名目金額上で規模が拡大しただけでなく、物価上昇・人口増加といった要素を考慮してもなお、その規模の拡大は明らかである。松本町・市の人口は、明治二二年から大正五年にかけて一・四五倍の膨張に過ぎなかったし、

同時期の松本における物価上昇率もせいぜい二・三倍程度だったことからすれば、この財政規模の拡大がいかにすさまじいものだったのかがわかる¹⁷⁾。

明治四〇年から四一年にかけて歳入・歳出ともに財政規模が急拡大したのは、当然のことながら、町から市へと移行したためにもたらされた現象である。市制施行にともない支出を余儀なくされる事項ばかりでなく、市制施行を機に懸案事項を実行に移したケースがあったことは市議会審議の随所で確認されることであり、同時に松本市はそれらを財政的にカバーすべく起債に踏み切つたのである。例えば、駐屯に必要な敷地を提供することで松本を軍隊の駐屯地とすることは、町時代から検討されていた懸案事項であり、そのための用地買収が本格的に始動することとなつた。かかる軍用地確保に向けて明治四〇年には、五万円の起債が実行されているのである。この点に関して確認できる市議会の内容は、明治四一年度予算案審議にかかわる以下の審議内容である。

「(前略……筆者) 前年兵営二関シ借入セシガ市税ノ負担ニ堪ユル程度二八一ケ年二貳万円ノ返済ヲ出来ル範圍ニテ賦課スルヲ至当ト認ム……只今ノ借入ニテ四十三年十二月迄掛リ此后ノ借財八四十四年以後ニ於テ返済ノ見込ミ」¹⁸⁾

であるとしている。ここで注目されるのは、松本町・市の財政はかなり厳しい状況にあり、町・市債を起債するにあつては、旧松本藩主にその引き受けを委ねることが屢々あつたことだろう。例えば、明治四〇年の兵営地確保の際に発行された公債五万円の引き受けは旧松本藩主戸田康保であつたし、小学校源池部建設の必要に迫られた明治三四・三

五年には合計八万円を起債し（うち一万五〇〇〇円が戸田康保の引き受け）、明治四一年の小学校田町部建設の際にも「旧藩主二問ヒ合セタルニ貳万円位ナレバ都合出来ルモ其余八目下ノ処出来ズ」⁽¹⁹⁾とされ、旧藩主に公債引き受けを打診していたことが判明する。ではこのような松本町・市の財政規模の推移は他の市町村と比較してどのように特徴づけられるのであろうか。全国的動向を把握するために、第3表を作成した。

第3表 全国町村の財政規模推移(指数)

	歳入	指数	歳出	指数
明治22	17,108,518	100	16,117,540	100
明治23	20,340,392	119	19,257,799	119
明治24	21,827,578	128	20,531,474	127
明治25	23,134,940	135	21,593,332	134
明治26	24,092,036	141	22,451,448	139
明治27	26,276,596	154	24,696,355	153
明治28	28,950,765	169	26,875,827	167
明治29	32,337,160	189	30,153,171	187
明治30	40,866,834	239	38,201,816	237
明治31	46,691,007	273	43,442,879	270
明治32	54,005,200	316	50,139,276	311
明治33	63,413,680	371	59,050,058	366
明治34	71,729,878	419	66,594,477	413
明治35	75,432,026	441	69,941,267	434
明治36	76,360,343	446	71,034,451	441
明治37	59,079,808	345	55,237,181	343
明治38	62,355,902	364	58,415,193	362
明治39	74,841,075	437	69,212,485	429
明治40	90,267,105	528	83,174,871	516
明治41	109,229,137	638	100,748,107	625
明治42	121,346,398	709	111,379,462	691
明治43	124,522,388	728	114,328,965	709
明治44	130,241,010	761	120,863,457	750
大正1	132,453,086	774	122,155,036	758
大正2	131,720,350	770	121,716,413	755
大正3	135,318,929	791	124,852,569	775
大正4	132,956,391	777	122,735,626	762
大正5	140,800,819	823	130,103,074	807

- 1) 『明治大正財政詳覧』518頁の地方歳出歳入団体別総括表により作成。
- 2) 歳出・歳入額とも単位は円。

同表によれば、日露戦争の影響を強く受けた明治三七・三九年を別とすれば、その財政規模は着実に拡大している。明治二二年を起点とした指数でも、明治三〇年代を通じて三倍以上に膨張し、四〇年代から大正期にかけてほぼ七倍規模に膨れあがっていること

がわからう。松本町・市の財政規模を示す第1・2表に目を転じれば、やはり財政規模の急速な膨張傾向を読みとることができるが、特に明治三〇年代の伸びが全国のそれを大きく上回っていることに気づく。松本町の場合、この時期には、町制開始時のなんと五倍、六倍規模に財政が拡大しているのであり、その伸びは全国の町村平均とは比べものにならない。しかし、この時期すでに松本町は、人口その他の点で市制を実施するに足る自治体規模に達していた。すなわち、明治二七年に市制への移行を内務省に申請した際には、松本町は統計的にみて人口その他の点で、すでに市となった甲府市・前橋市などを凌駕していることを強調しているのである⁽²⁰⁾。したがって、松本町の財政規模は実質的には、他町村よりもむしろ市レベルに近い規模で推移したと考えるてよいだろう。

(二) 歳入の概略

さらに、歳入を費目別にみれば、全体を通じて町・市税が歳入のほぼ半分を占め、当然のことながら、町税収入の如何が町の財政規模を規定していたことが明かになる。明治三三年・三六年には町税の占める割合が低下しているが、これは公債を発行したために町税のウェイトが低下したに過ぎず、実際の町税収入は他年度と大きく変わっているわけではない。明治三三年から三六にかけて松本町は、高等女学校および小学校源池部を建設するために合計一十万円を起債しており、その償還との関係で多額の公債費が計上されたためである⁽²¹⁾。

一般的にこの時期、町税は戸数割・地租割・営業税・雑種税等からなっており、その主体をなすのは、戸数割と地租割であった。戸

数割は、簡略化して言えば、所得や国税納税額などを基準に等級分けして町税を課す附加税であり、同様に、地租割は地租税額を基準に課す附加税である。両者ともに県税として賦課されており、町村がさらに附加税を課す仕組みとなっていた²⁾。

いま松本町町税収入の項目別金額を示す史料を欠くため町税収入の内訳を把握することはできないが、長野県および全国の傾向を見れば、明治二〇年代後半以降は町村税に占める地租割の比重が一貫して低下する傾向にあり、これに対して戸数割の占める割合は逆に増加の一途を辿ったのである²⁾。同様に全国の地租割・戸数割の動向をみれば、第4表の通り、明治二〇年代半ばから戸数割が税収の過半を占め始め、その後は戸数割こそが町村税収の圧倒的部分を占めるようになる。それぞれが歳入全体に占める割合をみても、この期間を通じ地租割が三〇パーセントから一〇パーセントまで比重を低め、逆に戸数割は一〇パーセントも割合を高めることとなったのである。また、その伸び率をみても、明治二二年を百とした指数によれば、明治期を通じて地租割は二・五倍となつてに過ぎず、これに対して戸数割は九〜一〇倍へと著しく増大したのである。町村財政の戸数割への依存は明かであろう。

戸数割附加税の増加割合は、松本町・市の歳入規模（第1・2表参照）とほぼ似かよつた増加割合となつており、このことは松本町・市においても、その歳入規模の拡大が専ら戸数割附加の増税に支えられていたことを示しているといえよう。

実はこうした地租割・戸数割に関する賦課をめぐることは、以下のような事情があつた。

政府は、国税としての地租の確保を最優先したため、地方税とし

第4表 町村歳入に占める地租割・戸数割附加税の全国動向(%)

	地租割 附加税		戸数割 附加税		税収合計	歳入合計	指 数	
	対税収	対歳入	対税収	対歳入			地租割	戸数割
明治22	42	31	50	37	12,686,585	17,108,518	100	100
明治23	39	28	52	37	14,628,324	20,340,392	106	118
明治24	42	27	49	32	14,212,619	21,827,578	110	110
明治25	41	26	50	31	14,626,584	23,134,940	110	114
明治26	40	25	50	31	14,939,272	24,092,036	112	117
明治27	40	24	51	31	15,971,195	26,276,596	118	127
明治28	38	24	53	33	18,194,538	28,950,750	128	150
明治29	37	23	53	33	20,296,333	32,337,160	140	168
明治30	35	21	53	32	24,722,730	40,866,834	162	207
明治31	34	21	54	34	29,141,420	46,691,007	185	247
明治32	31	19	57	35	33,220,474	54,005,200	191	296
明治33	30	18	57	34	38,478,090	63,413,680	217	343
明治34	29	18	57	36	45,044,178	71,729,878	247	406
明治35	30	19	57	36	48,166,305	75,432,026	267	429
明治36	31	19	55	35	48,375,171	76,360,343	275	416
明治37	26	17	59	38	38,224,092	59,079,808	183	354
明治38	24	16	61	41	41,545,140	62,355,902	183	401
明治39	21	13	64	40	46,951,738	74,841,075	183	471
明治40	18	11	68	42	55,936,013	90,267,105	186	593
明治41	17	11	69	44	69,124,890	109,229,137	221	748
明治42	17	11	68	44	78,011,477	121,046,398	251	834
明治43	17	11	69	44	79,228,226	124,522,388	249	861
明治44	16	10	70	45	84,324,790	130,241,010	254	927
大正1	16	10	70	47	89,206,966	132,453,086	259	983
大正2	16	11	70	46	87,900,371	131,720,350	260	959
大正3	16	10	69	45	87,549,912	135,218,929	256	954
大正4	15	10	70	46	86,908,706	132,956,391	246	951
大正5	14	9	70	46	91,539,048	140,800,819	245	1,012

1) 『明治大正財政詳覧』534頁の町村歳入総括内訳表により作成。
2) 税収合計の単位は円。

ての地租割附加税に関しては一定の制限を設けていた。明治一八年に規定された地租割制限率（地租の七分の一）は明治三三年に五分の一にやや緩和され増徴の余地が僅かに広がつたが、膨張する町村の財政規模には到底追いつくものではなかつた²⁾。これに対して戸数割附加税は事実上、無制限となつていたため戸数割が強化される結果となつたのである。

営業税・雑種税とともに戸数割・地租割は県税として賦課され、この両県税の附加税として各町村が戸数割・地租割を町税として徴

同表には、年次を経るにしたがって国税負担の割合が増加し、それと反比例して県税・町(市)税の割合が低下する様子が如実に表れていよう。特に松本市となつてからは税負担のうち国税が過半を占めるようになったことは、国税確保を何よりも優先した政府の方

第5表 松本町・市民の税負担割合
(国・県・町村税別)

	町市税	県税	国税	総計
明治25	37	48	14	25,884
明治26	30	54	16	23,311
明治27	36	49	15	25,397
明治28	36	49	15	25,457
明治29	42	45	13	27,829
明治30	43	35	22	31,121
明治31	36	36	29	43,533
明治32	40	32	27	49,661
明治33	44	30	26	55,788
明治34	48	27	25	63,201
明治35	56	26	18	81,316
明治36	62	23	15	76,118
明治37	48	27	25	50,007
明治38	39	18	43	89,945
明治39	42	19	38	112,810
明治40	17	17	66	276,258
明治41	21	18	61	326,478
明治42	23	16	61	344,630
明治43	21	20	59	338,692
明治44	25	21	55	317,241
大正1	25	20	55	314,468
大正2	25	18	56	313,256
大正3	24	19	57	322,232
大正4	26	20	55	300,730
大正5	25	22	53	314,697
大正6	30	23	47	347,888

1) 旧『松本市史』下巻168~170頁の諸税一覧表により作成。

取っていた。このうち戸数割に關して県は、単純な戸数比によつて町村に賦課額を割当てる方式をとつており、各町村における賦課基準は独自に設定されていたのである。したがつて、各町村への割当額は戸数のみを基準として決められていたから戸数割は、町村毎の財政状況とは無関係の、いわば人頭税的な色彩の強い地方税だったことになる。こうした戸数割の増徴が住民の重税感を強める結果となるのは当然のことであつた。

第5表は、松本町(市)民の税負担額を国税・県税・町市税別に示している。

針が末端の地方市町村まで貫かれていたことを物語っている。ただし、一人当たりの納税額を全国平均と比較すれば(第6表参照)、国税に關して松本は常に全国平均を下回つており、相対的に言えば必ずしも重い国税負担に喘いでいたわけではない。むしろ、一人当たりの県税負担がほぼ連年にわたり全国平均以上の水準にあり、このことは、県税において松本町・市民が重い負担を担わされていたことを物語つていのである。町税負担においては、特に明治三〇年代以降に全

第6表 一人当の納税額(対全国比)

	単位:円					
	松本国税負担	全国一松本	松本県税負担	全国一松本	松本町税負担	全国一松本
明治22	0.33		0.42		0.13	
明治23	0.25		0.44		0.13	
明治24	0.32		0.44		0.13	
明治25	0.32	0.83	0.43	-0.10	0.13	0.26
明治26	0.40	1.16	0.44	-0.19	0.13	0.27
明治27	0.49	1.08	0.40	-0.07	0.24	0.18
明治28	0.54	1.06	0.54	-0.22	0.44	0.05
明治29	0.69	0.95	0.55	-0.15	0.46	0.08
明治30	0.83	1.18	0.56	-0.11	0.49	0.17
明治31	1.01	1.02	0.57	-0.06	0.51	0.26
明治32	1.50	0.98	0.69	-0.03	0.49	0.39
明治33	1.25	1.36	0.47	0.19	0.31	0.75
明治34	0.73	2.05	0.42	0.51	0.38	0.84
明治35	1.06	1.78	0.49	0.87	1.14	0.12
明治36	1.43	1.25	0.66	0.76	1.31	-0.09
明治37	1.41	2.10	1.35	-0.66	5.28	-4.59
明治38	2.03	2.18	1.70	-0.66	5.84	-4.80
明治39	2.27	2.53	1.59	-0.21	6.17	-4.78
明治40	1.96	3.25	1.86	-0.52	5.59	-4.25

1) 全国の数値は『明治大正財政詳覧』650頁の租税一人当負担額表による。
2) 松本の数値は「町村制実施以来松本町財政一覧表」の人口と旧『松本市史』169~171頁の数値をもとに算出。

はその傾向が強かったのである。町税に占める地租割附加税の割合は多くはないが、松本町では町制実施以降、地租割附加税に關し「次年（明治二三年……筆者注）より毎年許可を乞ふて制限外附加を為したり」²⁵とされ、附加税の制限を超えて地租割附加税を課していたごとくであり、こうした点も重税感を醸し出す一要因であつたろう。だが、その反面で松本町・市は、他町村の例に反して所得税附加税を徴収していなかつた。明治四一年の市議會審議によれば、

「（前略……筆者）当市ハ未ダ所得税ニ賦課セザリシガ所得税ニ賦課セヨ」²⁶と、県庁からの指摘を受けたごとくである。

町税に次いで雑収入も歳入の中で一定の割合を保つており、町税を補完するという意味で雑収入も無視し得ない収入源であつた。これら町税と雑収入が歳入全体に占める割合の推移は、明治三〇年代半ばまでは全く相反する傾向を示し、また、雑収入が三〇年代に入つてその比重を低下させていることが、第1表からはみてとれよう。町税と雑収入が歳入の主体をなしている以上、割合上からみれば雑収入と町税が相互に連動した傾向を示すのは当然のこととして、實際この時期、全国的傾向としても雑収入が税外収入に占める割合は四〇パーセントから二〇パーセント台まで低下し、その歳入全体に占める割合も一〇パーセントから六く七パーセント台まで落ち込んだのである²⁷。かかる雑収入の低下は、主として義務教育に關わる教育制度の変更が大きな原因であるとみてよいだろう。

明治三三年に政府は小学校令を改正して義務教育の授業料徴収を廃止したため、それまでは雑収入の大きな部分を占めていた授業料部分が消滅したことにより、雑収入のウェイトが著しく低下するこ

とになつたのである²⁸。

以上のような歳入状況を念頭に、次項では歳出に目を転じよう。

（三）歳出の特徴

歳出に占める割合が多いのは役場費と教育費であり、そのうち役場費は年次を降るにつれてその割合が低下する傾向にある（第2表参照）。一方、教育費はほぼ一貫して歳出の半分以上を占めており、町・市財政にとっては常に大きな負担を強いられる部門であつたことが判明する。

第7表 全国町村の歳出に占める教育費・土木費の割合(%)

	教育費	土木費	歳出合計
明治22	33	22	16,117,540
明治23	33	25	19,257,799
明治24	33	27	20,531,474
明治25	34	26	21,593,332
明治26	35	24	22,451,448
明治27	33	25	24,696,355
明治28	34	20	26,875,827
明治29	35	19	30,153,171
明治30	33	22	38,201,816
明治31	34	17	43,442,879
明治32	35	14	50,139,276
明治33	37	14	59,050,058
明治34	39	11	66,594,477
明治35	39	11	69,941,267
明治36	39	11	71,034,451
明治37	37	8	55,237,181
明治38	39	9	58,415,193
明治39	41	9	69,212,485
明治40	42	10	83,174,871
明治41	47	9	100,748,107
明治42	47	9	111,279,462
明治43	43	10	114,328,965
明治44	41	11	120,863,457
大正1	41	10	122,155,036
大正2	39	11	121,716,413
大正3	38	12	124,852,569
大正4	39	9	122,735,626
大正5	39	8	130,103,074

1) 『明治大正財政詳覧』536頁～541頁の町村歳出総括内訳表により作成。
2) 歳出合計の単位は円。

いま松本町と全国町村との教育費にかかわる傾向を比較するため、全国レベルで町村歳出に占める教育費の割合がどの程度だったかを第7表として掲げた。ここでの全国値と第2表に示された松本の状況を比較すれば、松本における教育費支出の高さは歴然という他なく、そこには松本町・市の教育費割合がいくかに高い水準にあつ

第8表 長野県内町村の歳出状況(費目毎の割合)

	単位:%						歳出合計
	役場費	会議費	土木費	教育費	衛生費	その他	
明治22	40.4	2.0	5.9	44.4	2.7	4.7	567,376
明治23	35.6	1.3	7.9	46.3	1.5	7.3	689,145
明治24							
明治25	27.8	1.4	11.1	46.3	1.4	11.9	840,759
明治26	28.2	1.2	9.3	48.0	1.3	12.0	825,437
明治27	26.6	1.2	8.2	48.1	1.3	14.6	893,272
明治28	25.1	1.2	8.1	48.8	2.6	22.4	969,065
明治29	19.4	0.9	17.3	41.4	8.6	12.6	1,376,003
明治30	18.0	0.8	13.0	39.2	12.2	16.8	1,611,887
明治31	15.6	0.7	13.8	34.9	15.8	19.2	2,175,110
明治32	13.1	0.6	13.5	36.5	8.4	21.7	2,551,727
明治33	15.1	0.6	7.9	44.4	7.9	24.1	2,767,693
明治34	14.5	0.6	5.0	49.4	4.2	26.4	3,071,305
明治35	14.3	0.6	6.1	48.5	3.2	27.3	3,056,372
明治36	14.8	0.5	6.2	50.2	2.0	26.3	3,059,201
明治37	19.7	0.3	5.5	47.1	1.7	25.7	2,150,586
明治38	20.0	0.3	5.6	49.4	2.7	21.9	2,133,802
明治39	17.8	0.5	10.0	48.4	2.3	21.0	2,580,445
明治40	15.6	0.6	9.0	50.0	3.4	21.1	3,412,739

- 『長野県史』近代史料編別巻統計(一)により作成。
- 歳出合計は実際の金額なので単位は円。

たかが明瞭に示されている。しかも長野県内に限定した比較においても、この特徴を見出すことができるのである。すなわち、第8表に示される県内町村の状況と松本町・市における教育費の占める割合を重ね合わせれば、松本がほぼ常に県全体の数値を上回っていることが判明しよう。明治二〇年代初頭を除き連年にわたり松本の方も上回っているのである。

いずれの町村にとつても教育費は第一の、そして主要な歳出項目であったが、特に松本にあつてはその比重が高く、教育費こそは松本の歳出上の際立った特徴としてクローズアップされるのである。これは経常費中の教育費のみの傾向ではなく、臨時費を合わせて考慮しても全

く同様の特徴が浮かび上がるのであり、公金の使い途としては、教育費支出にこそ松本の特徴があつたことは明らかである。

そもそも教育費の大半を占める小学校教育に関しては、市制町村制の公布に合わせた明治二三年公布(二五年施行)の新小学校令において、その設置と費用は基本的に町村が負担することが規定され、町村財政に教育費が重くのしかかることとなつた。全国町村はもとより松本においても教育費割合が明治二五年から増大するのはそのためである。その後、教育費に対する国庫補助も実施されたが補助額自体は僅かであり、教育費負担の主体が町村であるという構造は一貫して続くこととなつた。特に、明治三〇年には、市町村立小学校教員の俸給が基準化されたため教育費負担は高水準で固定化されたし、小学校授業料に一定の制限も付された。さらに明治三三年には、尋常小学校の修業年限が四年に延長されたばかりか、その授業料も廃止されることとなつた。他の町村と同様に松本町は、誕生とともに財政上の重い教育費負担を担わざるを得なかつたのである。

かかる教育費支出水準の高さは教員の俸給等を別とすれば、実態としては小学校の建築費が大きな部分を占めていたのであり、その意味で教育費は土木費とも密接に関連していたのだが、この点については土木費問題として後述することとする。

次に、歳出において「その他」として一括した費目の中では衛生費の伸びが特に著しく、松本町時代からの衛生費の推移は第2表をみれば明らかなように、明治三〇年代には百円にも満たなかつた衛生費が市制移行とともに飛躍的な伸びを示し、年によってはなんと八千円を超えるケースもみられるのである。

これは、明治三三年に長野県が各市町村に対し、汚物掃除法施行細則を示し清潔保持のための環境整備を促したのを受けて松本市も、市制移行直後の明治四〇年に汚物掃除規則を制定して清潔な環境保持に取り組んだことの結果であった²⁾。

明治四〇年、最初の市議会における初年度予算案審議で、「著シク増額セシハ汚物掃除ニ要スル費用」

であり、

「衛生費中汚物掃除ハ法定ノ結果トシテ当然之レガ実行ヲ為サザルベカラズ 其費用約千五百円ヲ要ス 長野市ノ如キハ三千円ヲ支弁シ居レリ 当市モ将来如何ナル程度ニ達シ

失費ノ増加ヲ招クヤハ今茲ニ断言シ難キモ試験的ニ実行³⁾

するとして、当面は試行的に長野市の半額を予算化したいと説明されている。

汚物掃除に関する問題は、この後の市議会でも継続的に取り上げられ、主として汚物掃除に係わる吏員・雇員・巡検吏の俸給、市による汚物回収を毎日とするか隔日とするか、そしてそれぞれに該当する地区などが議題となつていく。

以上のような教育費・衛生費の傾向に対し、市町村財政にとつていまひとつの重要な支出項目である土木費にも触れておく必要がある。

住民にとつて極めて身近な問題を具体的に目に見えるかたちで実行する公共工事にかかわる土木費こそは、前述のごとく、市議会では最も多くの質疑が集中するテーマのひとつであった。しかもそこでのやりとりは、往々にして極めて仔細な部分にも及び、住民および市議会議員にとつて関心の高い部門であったことは、市議会議事

録を通読しても明かである。

ここでは、松本町・市の歳出における土木費の位置を確かめることで、その特徴を簡単にみておきたい。

第2表に示された松本町・市の土木費割合と、長野県・全国町村におけるそれとを対比させ、具体的に歳出中に占めるそのウェイトをパーセンテージの差として提示したのが第9表である。僅かの例外を除き連年にわたつて、歳出に占める土木費割合の水準が松本では全国値を下回つていくことがわかつた。しかも県内の町村はおろか、全国町村と比較しても松本における土木費割合は低水準であり、この傾向は一層明瞭になるのである。念のため、全国町村との比較だけでなく全国の市々数値を対象に同様の比較を行つても、その傾向には変わりがないばかりでなく、彼我の差はさらに広がつていく。統計上で確かめようとした傾向は、紛れもなく松本町・市における歳出上の特徴であり、教育費支出の割合が高く、逆に土木費支出の割合が低い、という点にこそ財政、特に歳出からみた松本の特徴があることを確認しておこう。

第9表 歳出に占める土木費の割合(松本と全県・全国比較)

	単位: %	
	松本-全県	松本-全国
明治22	8.1	-8.3
明治23	-1.0	-17.8
明治24	6.5	-20.0
明治25	-0.1	-15.1
明治26	-3.4	-18.4
明治27	-2.7	-20.0
明治28	-2.7	-14.8
明治29	6.1	4.8
明治30	-5.2	-14.4
明治31	-5.9	-9.2
明治32	-7.7	-8.5
明治33	-3.8	-9.9
明治34	4.6	-1.7
明治35	3.5	-1.1
明治36	-4.7	-9.8
明治37	-4.3	-7.1
明治38	-2.5	-5.6
明治39	-6.1	-4.6
明治40	-6.3	-7.3
明治41		-3.5
明治42		-6.7
明治43		-5.8
明治44		-5.4
明大正1		-6.1
明大正2		-6.0
明大正3		-4.3
明大正4		-1.3
明大正5		-1.9

1) 長野県の数値は『長野県史』近代史料編別巻統計(一)による。
2) 全国の数値は、『明治大正財政詳覧』537頁～538頁による。

二 予算案審議と教育費・土木費問題

(一) 教育費問題

(イ) 松本戊戌商業学校補助金

以上のような財政状況を念頭に、ここでは松本市議会の質疑内容を検討しよう。地域住民に密着した地方議会である以上、松本市議会でも議題は多岐にわたっているが、主要な提案・見解・批判が集約されるのはやはり予算審議である。すべての審議内容を検討する準備もなければまたその必要もないだろうから、ここでは予算審議の内容、特に歳出の主要部分を占める教育費を中心に検討することとする。何故ならば、教育費こそは、国家財政の地方財政への転嫁の典型であり、その結果として町村財政支出の最大部分を占めるに至ったからであるし、地域住民とは密接に関わる支出項目だからでもある。

まず、発足直後の松本市議会は第一回の明治四〇年七月一二日と次の七月一六日において、市長候補者（間もなく市長に就任する小里頼永を選出）・議長などの選出、議員の席次決定、会議細則など、議会運営上の案件を取り扱い、七月二七日と三〇日の予算案読会が最初の実質的審議となった。

最初の重要議題である予算案は、市制への移行が五月であったことから五・六・七の三ヶ月については松本町会での決定をそのまま引き継ぎ、明治四〇年度に限り予算の期間を八月一日から翌年三月三十一日までとすることになった。

初年度予算に関しては市長（厳密にはこの直後、正式に市長に就

任する）からその概要説明がなされた。すなわち、「市トナリタル結果多少経費ニ膨張ヲ来タシ」³⁵てはいるが、「大体ヨリ言ハバ町会決議ヲ準用シタルモノナリ」³⁶と、概ね旧町会での決定に準じた予算であるとの内容だった。ただしこの予算案中、経常費以外の臨時費に実は教育費が含まれており、その中に私立松本戊戌商業学校（現松商学園）への補助金が計上されていたことから、臨時費中の教育費をめぐって活発な質疑が繰り返されることになった。

教育費について市長からは以下のような審議冒頭での説明がなされた。すなわち、

「戊戌商業学校ノ補助金八百円ナリシモ今回郡市分置ノ結果郡費ヨリ従来補助シ来リタル式百円ヲ全廃セラレタルガ為メ其式百円ヲモ合セテ三百円補助スルコトニ予算セリ 当市ノ如キ若シ戊戌学校滞リセバ殊ニ其設備ヲ促シタルハ必然ノ類ナリ 既ニ長野市ノ如キ市立トシテ之レカ設ケアルヲ国庫其他ノ補助ヲ受クルト雖モ尚多額ノ教育費ヲ負担スルニアラズヤ 当市モ将来発展ニ伴ヒ適當ノ考按ヲ樹テ協賛ヲ求メタキ考」³⁵

えであることが表明された。つまり、私立松本戊戌商業学校への補助金三百円は、市制への移行にともなつて消滅した郡からの補助部分をも市として支出せざるを得ないためであること、および、将来的には長野市の長野市立乙種商業学校³⁶と同様の方式をとつて市立移管もあり得るとの考えを示しているのである。

この松本戊戌商業学校への補助問題については賛否両論があったようで、補助すべしとする立場からは以下のような賛成意見が表明された。

「旧町会議員ト戊戌商業学校長ト学校維持問題ニ付協議アリタルヤ二聞ク 此三百円ノ補助金ヲ与フルトキハ被補助者ハ果シテ満足スルヤ否ヤ」³⁷⁾
つまり、増額の必要もあり得るとの見解であった。対する市長の答弁は以下のごとくであった。

「学校長ヨリハ器具器械及校舍ヲ挙ゲテ市ニ寄附シタキ申出アリタルモ 当時既ニ町会ハ消滅シ代ルベキ何等機関ナキヲ以テ旧町会議員ト内議ヲ為シタルコトアリシモ 素ヨリ首脳ナキ内議ニシテ参考ニ資スルニ過キス 今ハ只現状維持トシテ郡費補助ヲ市ニ直チニ引受ケタリト云フノ外ナシ」

予算編成者である市長は、戊戌商業学校が松本町と東筑摩郡から従来受けていた補助金額とする他なく、この措置があくまでも市政移行にともない発生した予算の仕組み上の問題に過ぎないとの立場をとつたのである。これに対し、明確な反対論ではないが一定の条件を満たすことが必要であろうとの以下のような意見も出されていた。すなわち、

「理事者トシテ将来此学校ニ対スル措置考按ヲ承知シタシ 是多少ト雖モ補助ヲ与フル上ハ相當ノ監督権ヲ有スルニアラズヤ 然ルニ何等監督ノ形跡ナキヲ記憶ス」
と、補助金を出すのみだったそれまでの町の姿勢に疑問を呈し、金額の多少に関わらず補助する以上は、理事者の立場に立ち相応の監視をすべきだといふのである。蓋し当然であろう。

これに対し市長は、自分に腹案もあり、十分な調査をした後に何らかの方策を示したい旨答弁している。

こうした質疑の過程で市長が、将来の市立移管もあり得るとの見解を示した背景に実は、学校側と町会側とで繰り返されたそれまでの話し合いの中で、松本戊戌商業学校長が市への移管を申し出ていた事実があり、このことは、別の議員が以下のように発言していることで明らかとなる。すなわち、

「自分モ協議ニ預リタル一人ナリ 同学校長ハ全然同学校ヲシテ市ノ経営ニ移サントノ希望ニ承知セリ」

この問題は次の市議会にも持ち越され以下のような質疑の後、議員全員の賛成で臨時費中の教育費として松本戊戌商業学校への三百円補助が決定した。

質問：「戊戌商業学校へ三百円ノ補助ヲ与ヘサルトキハ同校ノ運命ニ関係ヲ及ホスヤ」

答弁：「同校ニテハ町及郡ヨリ合セテ三百円ノ補助ヲ受クルコトニ予算シアリタルヲ今回郡ノ補助ハ全廃セラレタルニヨリ代ツテ市ニ於之レヲ補助セントス 若シ補助セサルトセバ悪シキ打撃ヲ加フルベシ」³⁸⁾

松本戊戌商業学校問題は四一年度予算案審議においても取り上げられた。松本戊戌商業学校は既に明治三五年には甲種商業学校へ昇格しており、文部省が求める諸基準が乙種商業学校時代よりも厳しくなっていたことが学校財政に大きく影響していたのである。

原案で補助金が六百円となっていたところを審査委員会において五百円に減額したことを受けての質疑であり、まさに賛否両論の様相を呈していた。

議員質問：「戊戌商業学校ノ補助ハ前年ニ比シ修正案二百圓

増額トナリ居レリ 委員長ノ説明ニハ他ノ委員ヨリ説明アルベシト云ハレシモ更ニ要領ヲ得ズ詳細ニ経過ノ報告セラレタシ」

委員長：「委員会ニ於テハ原案ヲ可トスルモノト修正案トノ二ツニ分レタリ 戊戌商業学校ハ創立以來創立者ニ於テ資財ヲ蕩尽シタルノ傾キアレトモ校長ハ専心教育ニ貢献スルノ熱心ヲ以テ猶維持スルヲ得タリ 而シテ校舍ノ新築設備ノ完全ハ文部省ノ趣旨ナリ 同校ハ果シテ文部省ノ趣旨ニ適シ設備完全ナルヤ 否加フルニ文部省ハ甲種実業学校ノ規定ニ基キ完全ノ実ヲ致セトアリ 於是木澤校長ハ苦心ノ末葵馬場ノ敷地買入ヲナシ校舍新築ニ要スル材木取集メヲナシタリト雖モ財政上ノ都合モアリテ未タ当初ノ如ク遂行スルヲ得ズ 然ルニ事情ハ此儘ニ打過キ難シ校舍ニシテ新築セザランカ 勢ヒ同校ノ悲運ヲ見ルニ然ルベシ 市民ノ立場トシテ傍觀スルハ実ニ憫ヒサル処ナリ 長野市ノ如キハ商業学校ヲ新設シ 今ヤ設備完全シ将来ノ發展辞シテ俟ツベキモノアリ当市モ亦早晚創立セサルベカラザルノ時運ニ際会セリ 然ラハ他日ニ於テ多額ノ金額ヲ支出シテ新営スルヨリハ寧シロ今日ニ於テ之レヲ補助シ漸ヲ以テ市営トスル方得策ナラン 当時生徒モ募集中ノコトナレバ旁繼續セシメ 県一千圓郡二百圓ノ補助モアルコトナレバ市ニ

於テモ五百圓補助スルコトトシタシ 而シテ他日高等女学校ニシテ県立トナル場合アレバ此費用ヲ流用シテ市営トシ文部省ノ趣旨ニ適スル完全ナルモノトスルノ考ナリ」³⁹⁾

ここに述べられているのは第一に、松本が市制に移行することによつて消滅するとみられていた郡からの補助二百円が依然として補助されていること、第二に前年よりも二百円増額した五百円の補助が計画されていること、そして第三に、明確に将来の市立移管を前提として補助金が支出されていることである。

第一の点、郡からの補助継続がいかなる経緯によるものかは定かでないが、この五年前に乙種から甲種への昇格を果たし校舍を新設する必要に迫られ、明治三八年に新築に着手していたことから⁴⁰⁾、郡への補助要請がなされた結果と考えてよいだろう。第二点の市からの補助増額も同様の事情によるといえる。第三の市立移管問題については、実はこの当時はおろか将来においても財政的に実現困難であつたことは、以上の議事から把握できよう。

松本戊戌商業学校への補助を強力に支持する次の意見に続き、活発な質疑がさらに展開した。

「只今委員長ノ説明アリ 大ニ感スル処アリ 依テ原案ヲ復活シテ六百圓トシタシ同校ハ木澤氏私財ヲ投シテ教育ニ貢献シタル熱誠ナル歴史ヲ有スルノミナラス種々特典モアルコトナレバ斯クノ如キ前途有望ノモノニ向ツテ僅々百圓ヲ減スルモ市ノ政策上何ノ得ル所アリヤ 或ハ千円ヲ授スルモ辞スル処ニアラズト雖トモ原案己ニ六百圓トアレバ右復活シタシ」

「戊戌商業学校ノ補助費八四十年度ニ於テハ三百圓ナルニ四十一年度ハ委員ノ修正ニ依リ五百圓ニ増額シタリ 今ヤ經費膨張ノ結果国民教育ニ用ユル物品マデモ削減シタリ 其他ノ費用物品ノ如キ皆然ラザルハナシ 此秋ニ際シ補助額ヲ増スハ甚タ面白カラズ 僅々貳百圓増額補助ノ為メニ一年ヲ漕抜ケルト云フハ頗ル奇怪ナリ 市営トスルヤ否ヤハ第二ノ問題トシテ此補助額ハ前年ノ通りトシタシ」④

「同意」

「戊戌商業学校ハ從來教育界ニ貢獻シタルコト少ナカラズ而シテ学校ノ現況如何ト顧ミレバ実ニ悲境ニ沈滞シツツアリト云フベシ 然ルニ木澤校長ハ私費ヲ投シテ猶維持ヲナシ来レリ 斯クノ如キ人ニ對シテ相当ノ補助ヲ与フルハ市トシテノ公義務ナルノミナラズ一面己ニ市トシテ商業学校設立ノ要アルコトナレバ今日ノ補助ト他日ノ新営トハ其得失果シテ如何 而シテ補助金額ノ如キモ壹千圓猶辭スル処ニアラズト雖トモ當時者モ六百圓ノ提案ナレバ原案ヲ復活スルコトトシタシ 小学校ハ市經濟ナレトモ木澤氏ハ私財ヲ抛ツテ顧ミザルノ熱誠アル人ナレバ是非其原案ノ復活ヲ望ム 同情ヲ垂レテ賛成セラレンコトヲ」

「駁論アリタレトモ同校ヲ市営トスルト否トハ本日ノ問題ニアラズ 果シテ市営トスルニ附テハ更ニ意見ノアルコトナリ 同校長カ私財ヲ投シ教育界ニ貢獻シタリト云ハハ其事ヤ甚タ善事タルニ似タレトモ 若シ私利ノ為メ設立シタルノ結果維持困難ナリトシテ市ニ哀願シタルモノトセバ如何ニ三番議員ハ小学校ノ學務委員タルニアラズヤ 然ルニ小学

校費ノ削減ニ就テハ一言ノ維持スル処ナク却テ戊戌商業学校ノ補助ニ附テハ熱心ニ原案復活ヲ主張セラルルハ矛盾ノ評ヲ免レザルベシ 依テ前年度ノ如キ參百圓ニ減額セント欲ス」

「委員會ニ於テ百圓減額シタリト云フハ二十二番ノ意見ノ如キ趣旨ニアラズ 而シテ二十二番ハ木澤校長ノ行為ニ嫌焉タラザル為メカ委員修正案ニ反對セラルルノ如キ觀アルモ同校ハ實際松本地方ニ於ケル教育ニ貢獻シタルハ多大ナリ 同校ノ卒業生ハ其成績長野市ノ実業学校卒業生ニ比シテ敢テ一步ヲ讓ラズ 兎ニ角多数ノ生徒ヲ収容シ今日ニ至ルモ猶維持シ得タルハ木澤氏苦心經營ノ結果ト云ハザルベカラズ 加フルニ教員トシテモ良教員アリ旁畢竟ハ市営トシテ差支ナシ 又学校生徒ノ消費スル金錢ハ皆松本地方ノ潤ヒトナル次第ナリ 而シテ同氏ノ經濟モ困難トシテ補助ヲ請求スル額ハ僅カニ五百圓ナルヲ以テ之レヲ是認シ修正シタル次第ナリ」

「五百圓ノ補助請求ヲナシタルハ事實カ」
「校長ヨリ提出ノ書面數通アリ 其内ニテ一覽シタリト記憶ス」

「同校ハ県ニ向ツテ貳千五百圓ノ補助ヲ要求シ市ニ向ツテハ五百圓ノ請求ヲナス仕組ナリシナリ 然ルニ県会ハ千圓トシタリ 於是更ニ市ニ向ツテ千四百四拾五圓ノ補助ヲ要求シタリト雖トモ斯ノ如キ多額ノ補助ハ応諾スルコト難シ 故ニ六百圓ヲ与ヘテ現状維持ニナスヲ得バ足レリトシ補助ノコトトシタルナリ」

「賛成」

「木澤校長二質問セシニ五百圓乃至六百圓ニテ足レリト答ヘタリ」

以上の議事により、松本戊戌商業学校への補助増額問題が同校の校長からの要請に基づいて起こっていること、さらにその背後には、同校が甲種商業学校への昇格により校舎新築等の新たな資金の必要に迫られ、その調達に苦慮するという危機に瀕していたことが明らかとなる。市が財政緊縮を迫られているときだけに、教育費をめぐるとこのような緊迫した質疑が展開することに、議員らの教育問題に対する強い関心を読みとることができるのであり、同時にそうした教育問題への関心の高さが松本における一貫した教育費支出の大きさへとつながるのである。

このような紆余曲折を経ながらも、明治四一年度予算案中の松本戊戌商業学校補助問題は五百圓の補助額を支出することで、原案通りに可決されて終わっている。

松本戊戌商業学校問題は再々度、明治四二年度予算案審議の過程でも飛び出すこととなった。市長による同予算案の概略説明中、教育費に触れた箇所、次のような説明がなされた。

「(前略……筆者) 教育費ハ高等女学校ハ市立ヲ県立ニナルニ付キ格別ノ費用ヲ増サザリシガ兼テ諸君ニ諮リタル戊戌商業学校ヲ市ノ経営ニ付シテ貫ヒタシトノ申込ニ付キ之ニ關係アル商業會議所ノ意見ヲ聞キテ見ントノコトニシテ之ヲ諮リタルニ其回答ハ松本市ノ商況ハ甲種ニテハ高キニ付キ乙種ノ商業学校ノ設立方必要ナリ甲種ハ必要ナシトノ回答アリ 而シテ参事会ニ於テハ甲種ト云ヒ乙種ト云ヒ格別

ノ相違ナク唯少シク程度ノ差アルノミ 而シテ全国各市ハ大抵甲種程度ノ学校ナリ 旁々充分研究ヲ要スルニ付キ一カ年研究問題トシ本年度ハ提按セザリシ(後略……筆者)」⁽⁴⁾

つまりこの内容で判明するのは、松本戊戌商業学校側が市営への移管を強く望みその要請を執拗に行っていること、それを受けて市長が商業會議所に意見を求めたところ⁽⁴⁾、同校の市営移管には否定的だったことである。商業會議所からの回答は、甲種商業学校では程度が高すぎるため松本では必要としていない、という内容だった。

この点では市長も「全国各市は大抵甲種程度ノ学校ナリ」と、疑問を呈しているものの、商業會議所の意見もあり結局、市営移管問題をさらに一年先送りとする姿勢を鮮明にした。しかし、こうした市長の姿勢は以下のような批判に晒されることとなったのである。

「(前略……筆者) 承ハルニ市長ハ商業會議所ニ対シ戊戌学校ヲ市営トスル可否ヲ諮問シ同所ハ之レカ答ヲ為シタルノミナラズ或ハ侵入シテ自己ノ主張ヲ決行セントシ市参事会ニ運動ヲ試ミタリト聞ク 若シ吾輩ヲシテ当局者ナラシメハ当年ニ於テ相当ノ考ヘナカルベカラズ 何スレゾ俄カニ商業會議所ニ対シ諮問スルノ要アラシヤ 元来学政其モノヲシテ商業會議所ニ諮問スルハ実ニ奇怪ナリト云ハザルベカラズ 市自カラ決定スベキハ当然ノ道理ナリ 而シテ市会ニ対シテ敢テ諮問セサルハ不都合ナリ 否寧口当局ノ失策ナリト云ハザルベカラズ 更ラニ商業會議所答申ノ内容ハ如何 甲種学校ハ松本市ニ適応セズ宜シク乙種学校ヲ新

設スベシト云ヘリ 何タル無礼ゾ 商業會議所何物ゾ 答

申ノ起草者タル書記長果シテ何物ゾ 畢竟当局ハ学政治ノ
無方針ニ帰着セザルベカラズ⁽⁴⁾

商業會議所への憎悪を露わにしながら舌鋒鋭く市当局の無方針を批判しているのである。市長が商業會議所からの回答に疑問を持ったのも無理からぬことであり、実際この時期すでに、長野県下の実業学校が次々と甲種になつていた事実がある⁽⁵⁾。にもかかわらず、乙種が適切であるとの回答は信頼できないとの批判である。尤も、ここでの論旨はむしろ、市長が市議會を無視して商業會議所に意見を求めたこと、したがつて市当局が「学政治」に全く無定見であるとの主張にあつた。これに対し市長は従来の見解を繰り返し、独断で商業會議所に相談したのではないことを、以下のように述べた。

「商業学校ノ新設ニ関シ商業會議所ニ諮問シタルハ市長一己ノ意見ニアラスシテ市参事会ノ意見トシテ諮問シタリ 其答申ノ内容ハ甲種ヨリハ寧ロ乙種ヲ以テ適切ナリトシ急設ノ要アリトノコトナリシト雖トモ現ニ相当ノ費用ヲ投シテ新設スルニ於テハ将来果シテ甲種得策ナリヤ乙種果シテ適當ナリヤハ頗ル疑問ニ属スルヲ以テ一年間ヲ延引シテ慎重ニ研究ヲセント欲ス次第ナリ 将来工業学校ノ設ヲ感スルニ於テハ或ハ工業者ニ対シ相当ノ諮問ヲナササルトモ限ラズ 了承セラレタシ」

結局この問題は、原案通りに松本戊戌商業学校への補助を可決し、市立移管問題を曖昧にしたままで終結したのである。

(ロ) 女子職業学校

明治四二年度予算案審議において、女子職業学校問題が取り上げられた。松本女子高等女学校はこの時すでに、他の県下三高等女学校(長野・上田・飯田)とともに県立への移管が決定しており、松本における女子教育の拡充が問題となつていたのである。

市長からの教育費についての冒頭説明では、高等女学校は県立へ移管されたので格別負担増となることはないし、継起的に問題となつている松本戊戌商業学校の市営移管問題は研究課題となり結論を急ぐ必要もない状況なので、新たな提案として女子職業学校の新設を諮る旨、述べられた。すなわち、

「(前略……筆者注) 女子職業学校ハ必要ニテ 以前松本裁縫学校ハ評判モ宜クシク之レガ卒業生ハ県ニ於テモ専科ノ教員トナスコト出来タリシガ 高等女学校設立ニ付 全部同校ノ技芸科ニ移サレシガ 之レハ学科ガ多キ故ニ家庭ニ適セザルモノアリ 家庭ニ於テハ裁縫ヲ希望スルモノ多キヲ以テ再ビ補習学校ヲ起セシニ現ニ九十八人ノ生徒アリ 故ニ之レヲ進メテ女子職業学校ヲ設置スルノ必要ヲ認めタリ 一体三十七年頃此ノ議アリシガ其当時ハ高等女学校ノ技芸科ヲ廃シ女子職業学校ヲ以テ之ニ換フル議論モアリシ 技芸科ト職業学校トハ目的ガ違フトノ議論モアリシガ 俄ニ日露戦役起リシ為メ延期トナリシガ此ノ職業学校ハ文部省ノ補助モ県ノ補助モ得ラルル途アリト云フコトニテ学務委員参事会トモ意見一致シ 六百余圓ニテ実業徒弟学校ノ規則ニヨリテ設立スルコトヲ計画セリ 之レ一ツノ新設ナリ」⁽⁴⁶⁾

と。

ここでは、女子職業学校の新設はひとり市長の見解ではなく、市
参事会にもはかった結果、合意を得ていること、高等女学校の技芸
科では学習すべき科目が多いため裁縫を中心とした教育機関として
は適さないと考えられること、および、女子職業学校新設構想がこ
の数年前にも起こっており、日露開戦のため立ち消えになっていた
ことを指摘している。国庫補助および県からの補助も見込み、戊戌
商業学校への補助とほぼ同額の六百円で新設したいと言っているので
ある。これに対して、

「女子職業学校二付テハ高等女学校ニ技芸科アリ女子補習学

校アリ 女子ニ対スル実業ノ教育ハ足り居ルト思フ如何」

と質問され答弁は、

「技芸科ハ学科ガ多クテ裁縫科ガ少シトノコトニテ補習学校
ニ来ルモノアリ 今回ノ職業学校ハ学科モアリ裁縫モ充分
為シ得ルヲ以テ生徒モ増加スル見込ミナリ」

と、新設の必要性を強調して次のように述べた。

「女子職業学校ハ往年女子裁縫科ヲ止メテ高等女学校ニ移シ
タリ 然ルニ裁縫専門ノ希望者ハ或ハ学科ノ煩ニ堪ヘズシ
テ退学シタルモノアリ 事情既ニ斯クノ如キヲ以テ其当時
女子職業学校創設ノ相談アリシモ日露戦役ノ為メ延引シ補
習科ヲ再興シタルニ頗ル人意ニ適合シタルヲ以テ實際ノ要
望ニ鑑ミ従来松本トシテ歴史ヲ有スル裁縫科ノ再興 否本
校ノ新設ヲ為スハ尤必要ナリト考ヘ提案シタル次第ナリ」

以上の経緯からは、松本市当局が一貫して教育費の支出を一定額
確保しようとの姿勢が強く感じられるのであり、女子職業学校も、

そもそもは他で節約できた教育費部分を利用して新設しようとの計
画だった。結局、松本における女子職業学校はこの直後の明治四二
年四月に市立松本女子職業学校として設立され、県下初の裁縫専門
の実業学校として中南信から多くの生徒を集めることとなったので
ある¹⁹⁾。

(二) 土木費と談合問題

次に、土木費についての質疑を取り上げよう。

土木費が歳出全体に占める割合は常に数パーセントであり、その
ウェイト自体は教育費とは比較にならないが、土木費もまた国家的
要請と結びついている場合が少なくないうえ、地域住民とは密接に
関わる支出項目であった。しかも、土木費の割合が相対的に低いこ
とは松本町・市の財政上の特徴でもあり、松本市議会においては他
の市町村と同様に「土木費に就ては殊に力瘤を入れ」²⁰⁾る傾向にあ
ったごくである。しかし、極めて仔細にわたる土木費質疑をすべ
て取り上げる準備も余裕もなく、またその必要もないだろうから、
ここでは、特に土木費と談合問題に焦点を当てることとしたい。
明治四一年度予算案の審議にあたり、市長から予算についての概
要説明がなされた。これはやや長文になるが、予算の特徴を説明し
たものなので、引用しておこう。

「松本町ニシテ進ンデ市トナル暁ニハ費用嵩ムベシトハ市制
施行前ヨリ専ラ民間ニ囀セシ処ナリ 今ニシテ内容ヲ審査
セザレバ本案ニ関シ流言ノ如ク説モ起ルベシ 町ノ時代ニ

借入レタル公債金ノ内元金貳万圓ハ償還セザルベカラズ町ノ時代ノ間ニ焦眉ノ急ニ迫マリタル小学校ノ建築モ決行セザルベカラズ 四十一年度ヨリ四十二年度ニ渡リ消防手ニ被服ヲ給スル都合ニシテ臨時費七万七千圓以上ノ多額ヲ要スルハ実ニ已ムヲ得ザルニ 且ツ經常費モ亦然リ 土木費ノ如キ従来削減ニ削減ヲ加ヘタル之為メ俄ニ増加之傾アリ 更ニ周密ノ調査ヲシタリト雖モ全体ニ渡リ殆ンド削減ノ余地ナキニ至レリ 然シテ本予算案ハ編制上前年度ノ比較対照ナキ為メ 或ハ議員ニ於テ一覽上不便ヲ感セラルル点アルベシト雖トモ市ノ予算ハ昨年八月以後ニ於テ成立シタル次第ナレバ結局一ツノ参考ニ過キズ」⁴⁹

すなわち、小学校建築費等の教育費とともに土木費についても、可能な限りの削減を行ったにもかかわらず支出が増大してしまったことを認めながら、それがやむを得ない措置だったと述べている。このような新年度予算案に対し、審査委員会は削減の方向で修正を加えた。これについて審査委員会委員長は以下のごとく述べている。

「四十一年度ハ多額経費ノ膨張ニ反シ民力如何ヲ顧ミルニ富ノ程度ニ於テ依然タルノミナラス市民ノ状態ヲ觀レバ生糸暴落ノ結果ハ一般ニ影響シ不景氣ノ嘆声ハ往々ニシテ聞ク所ナリ 宜シク民力ヲ参酌シ不要ヲ除クノ外可成経費ノ削減ヲ加ヘテ負担ヲ輕カラシメントノ考ヲ以テ修正削減ヲ加ヘタリ」

日露戦後の非常特別税措置にかかわる増税策が継続している時期とあつて経済状況が思わしくなく、住民の重税感を緩和する意味で

原案を若干下方修正したことを説明した。このような市長・委員長の新年度予算案への言及に基づいて、土木費に関する以下のような質疑が展開した⁵⁰。

「道路橋梁費ノ如キハ彼レニ厚ク是レニ薄ク 随分物議ニ上リタルコトアリ 本予算ヲ計上シタルハ実地踏査ヲ遂ケラレタル上ナルヤ」

との質問に、

「本予算ハ町会決定額ヲ其儘掲ケ」たのであり、「(町会……筆者注) 当時土木委員ノ実査シタルモノナレバ公平ヲ失スルカ如キコトナシ」と、町会当時の土木委員の決定を踏襲したに過ぎないし、その決定に瑕疵はないとの答弁であつた。

住民にとって身近な問題だけに、質疑はさらに具体的となつていった。

「上土町外四十九カ所ノ内訳ヲ知リタシ」

との質問に、

「細部ハ今此所ニ述ブルコト能ハス」

のやりとり後、

「従来ノ経緯ニヨルトキハ 道路橋梁工事ノ如キハ設計仕様書ニ適合スルカ如キ完全ノ施工アリタルコトナシ (中略) :

筆者) 先以テ予算金額ノ査定ヲ削

るべきであることを主張する意見があつた。つまりほとんどの工事が計画通りにはなつておらず、実態として土木費が浪費されがちだというのである。しかも、

「土木主注者ト受負人ト結託シ不当ノ利得ヲ得セシメタル悪慣例行ハレタルヲ耳ニセシコトアリ」

として、公共工事に纏わる不明朗な問題点が指摘されました。同時に、現代においても繰り返される、すでに着工しているからという論拠での肯定論、

「実値ヲ減スルモ附記ニアル箇所ニ対スル施工ハ優ニ実効シ得ラルベキ」

ものであるとの主張も、当然のごとく出ていたのである。

注目に値するのは、談合問題を指摘する以下のような発言のあったことであろう。

「説明ノ如キ受負人ニ弊害アリタル事ハ既ニ認メタル事アリ
土木委員ニ於テ金額ヲ引受実行ノ責ニシタル当時ハ不都合ノ行為アリタルコトナシ 元町橋架設ノ当時 再三入札ヲ附セシモ予定額以前ニシテ受負人ノ連合団結ノ形勢アリタルナリ 更ニ連合ニ加ハサリシ矢部某ニ予定額以内ヲ以テ受負ハシメ完全ニ竣工シタルカ如キ適例アリ」

ここでは工事請負業者の間で談合が公然と行われていたことが指摘され、発注者側としても、これには何らかの対抗手段を講じて事態に対処していた様子がみてとれる。他にも、

「番外ノ（市長の……筆者注）説明ミタルニ 既ニ幾分ノ支出ヲ了シタルヤ二間ク 主義ハ異ナルモ其一割減ニ就テハ合致スル」

という理由で、一割減額の上で可決すべきであるとの意見もあつたが、結局は、土木費については原案通りの可決となつた。

このような公共事業をめぐる請負業者あるいは入札に関しては、度々市議会での議論となつており、明治四三年度土木費に関する市長の以下の発言が当時の工事受注をめぐる問題点をさらに鮮明に

表現している。この発言は、女鳥羽川橋梁架け替え他五カ所の工事にかかわる入札問題に触れた一節である。

「本来競争入札ニ付スルカ正当ナレ共 競争入札ハ表面上公明ナルカ如シト雖トモ其実大ニ弊害アリ 即チ入札者相協議シテ頗ル高値ニ入札スル弊アリ 一旦落札者定マル上ハ他ノ入札者ニ若干ノ分配ヲナス習慣ニシテ其分配金ハ入札高ヲ高ムル主タル原因ニシテ頗ル不経済ナリ 既ニ田町部小学校ハ数名ノモノ指名入札法ニヨリテ良好ノ結果ヲ得タリ 依テ今回モ信用アル確實ナルモノ数名ヲ指名シテ請負ハセントス 猶本案ノ進歩行上ニ付テハ一々本会ニ諮ラス可成参事会又ハ建築委員ニ謀リテ執行スルヲ得ハ好都合」⁵⁾と発言している。つまりここには、市発注の公共事業に際し、請負業者間で公然と談合が行われており、そのために工事請負単価が釣り上げられている様子がありありと述べられている。市当局としては、本来、いわゆる一般競争入札が公平と考えているが、工事受注をめぐるかかる事情を考慮して指名入札に委ねたいとしているのである。土木委員を兼ねる議員からは、「土木委員ノ立場」からの見解として、

「一ノ工事入札ノ揭示アレハ是レニ関スル數十人ノモノ一団トナリテ歩合ヲ配ランコトヲ計リ……高値ナル入札ヲナシ落札者定マレハ各々ノ分配金ヲ得ルノ実況ナリ 夫故時ニ予算額超過アリテ口難工事ヲナス場合アリ斯ク場合二一々議會ヲ求ムルハ工事施工上不便不甚」

状況にあると指摘している。そのうえで、当該議員は談合にかかわる問題を監視し議会審議を円滑に進めるため、大体のことは理事者

(Ⅱ土木委員)に委任することを提案したのである。

土木費に関しては、以上のような談合問題に限らず、市政運営上で様々な支障を来すことが多かった。

市制直後に松本市は小学校の建築問題に直面しており、上述のごとく、町時代の明治三五年には小学校源池部建築のため一万五〇〇〇円を起債し、明治四一・四二年には小学校田町部を建築する必要に迫られていたのであり、土木事業は教育費問題との濃厚な接点を持ちながら展開していた。

小学校の新設を計画することになったそもそもの要因は、言うまでもなく児童数の増加であり、小学校の規模について松本市は法的な制限を受けていた。

明治四二年度予算案審議の冒頭、この問題について市長は次のように説明した。

「学級超過ノ件ハ小学校ハ法ノ示ス所ニ從ヒ十二学級ニ編制セザルベカラザルニ当市ハ先年町時代ニ於テ男子部ヲ二校トシ女子部、源池部、田町裏ニ一校ヲ建築シ五校設置ノ件答申シ置キタルモ恰モ四十年程度ヲ以テ其期満了ニ付キ其筋ノ認可ヲ受ケザルベカラズ 然ルニ田町裏ハ未ダ建築出来ズ其運ビニ至ラザルヲ以テ現在ノ儘ニ据ヘ置キノ事ヲ本会ノ決議ヲ經テ申請セントス 全体県ニ於テハ各校分裂シ独立セシトノコトナルガ学務委員等トモ協議ノ上現在ノ儘ニカ年据ヘ置キヲ其筋ヘ申請セントスルナリ」^②

すなわち、小学校は一二学級以内の規模であることが求められており、すでに学級数が超過している小学校があったこと、およびその方策として計画していた小学校田町部の建築が思うように進んで

いないため、一時的猶予を当局に願ひ出ることを説明しているのである。実は、土木業者の問題が、この小学校田町部の建設が停滞した大きな要因となっていたのであり、そのことは、次の市長の顛末報告により明かとなる。

「私トシテ申上ケルハ汗顔ノ至リナルガ 田町裏ノ小学校ノ建築ノコトナルガ 地均ラシモ尚一部ヲ残スノミ 而シテ之レガ建築ヲ受負ハシムルニハ如何セバ宜ロシキカ実ニ当惑スル次第ナリ 初メ下伊那郡視学ノ三井氏ノ周旋ニテ松浦ト云フモノニ設計ヲ命シタリ 之レハ濱郡長等ニモ問ヒ合セタルニ相当ノ技量アリトノコトニテ依頼セシガ 客年十二月迄ニ設計スル契約ナリシガ延期シテ遂ニ出来ズ屢々督促ノ結果 本年(明治四一年……筆者注)一月二八出来ルトノコトニテ待チ居レリシニ之レ亦出来ザル次第ニテ夫レ迄ニハ書面上ニテ幾度モ延期ヲ乞ヒ来レリ 其内ニ松浦ノ仲間ニテ目下伊那郡宮田学校ノ建築ニ従事シ居ルガ同建築方終レバ共ニ尽力スルニ付ニ週間ノ延期ヲ乞ヒ来レリ 然ルニ之レニモ出来サルヲ以テ建築委員諸氏ト協議ノ結果 之レヲ謝絶セリ 而シテ一面ニハ県ノ奥田技師ニ囑託セントセシニ同氏ハ多忙ニテ四月一杯ナラデハ出来ズトノコト 其後委員ニモ協議セシガ小數ナリシ故ニ出席ノ諸氏ト計リ奥田技師ニ検査シテ貰ヒシニ 之レハ至ツテ嚴重ノモノナルガ地形ノ如キモ貳間ノ杭ヲ打チテ固ムルコトニ為リ居レリ 斯ノ如ク費用ヲ掛クルニハ及ハズ 先年東筑摩郡役所ノ建築ノトキニ杭打ヲセシガ 之レハ沼地ナルニ就キ杭打ヲセリト 故ニ沼地ナリヤ否ヤハ貳間程掘レバ判

カルトノコトニテ市ノ二木書記ニモ相談セシニ盛土ヲシタル所ハ杭打ノ必要アリトノ意見ナリ 松浦ノ設計ニヨレバ二階建ハ七十五円乃至八十円トアリ 如何ノモノカ 県ニテハ五十八円ヨリ六十円ナレバ宜ロシカラントノコトニテ遂ニ四十一年度ニ着手スルコト出来ズ 四十二年度ニ移シタル次第ナリ」

つまり、田町裏小学校の建築設計に関して不用意に業者と契約を交わし、その結果、市の小学校建設設計画が業者に翻弄されている様が如実に述べられている。教育問題と直結するだけに市長は連綿としてこの間の経過を報告しており、業者の談合問題とともに、工事請負業者との関係をいかにすべきかについて市議会では、類似の問題が屢々審議されているのである。

(三) その他の問題

町から市への移行にともなつて発生した教育費関連では、臨時費中の教育費として教員組織である信濃教育交詢会への補助があった。

「信濃交詢会補助モ前同様郡ト関係ヲ絶チタル為メ負担ヲ増

セリ 割合ハ教員及学校数ニ按分セリ」^⑤
と、教育費中の補助負担の増大もまた市制への移行によつてもたらされたものであったことがわかる。

また、臨時費のなかで教育費とともに一際大きな論点として浮上

していたのが、長距離電話架設問題だった。各種商業機能が集中する松本においては重要な課題であり、当時は、

「長野ヲ經由シ電話線ニ添架セルニ依リ迂回スルノミナラズ不完全ヲ免カレズ」^⑥、
さらには、

「須坂松代上田高崎等ニ於テ活用シ随分混雑ヲ来タシ接話上不満ヲ感スル」

状況にあった。そこで、

「当局者ニ於テハ東京甲府間ノ長距離線ヲ上下諏訪ヲ経テ岡谷迄延長スルノ計画」

が持ち上がっており「其額約五万円ヲ要ス」るため、松本市としてもこの計画に積極的に参加する方針を市長が打ち出していたのである。その際の費用分担金が予算案臨時費の中に計上されていたのであり、各方面と折衝した結果、

「地方ノ寄附六千円ヲ要シ 内千円上諏訪 五百円下諏訪 岡谷千五百円 松本三千円ノ割合ナル故 三千円ヲ予算シ同線ヲ延長セシメ」

たいとの説明が市長からなされた。これは、

「加入者ノ利便ナルノミナラズ市民一般ノ便益ナルヲ以テ之ヲ市費ヨリ支出スルモ過當ナラズ」

との考えに基づく旨も付言されている。

長距離電話架設問題に関しては、上諏訪・下諏訪・岡谷との分担金のアンバランスが問題とされ、以下のような修正要求が提出されている。

「各地トモ利便ニ浴スル程度均等ナルノミナラズ 岡谷ノ如

キ工業地ニアリテハ使用ノ度数必ラズシモ松本ノ比ニアラザル」

と、実際は岡谷の利用頻度が突出して高くなることが予想されていた。いち早い情報伝達が経営上の利害と直結する器械製糸業集積地たる諏訪湖周辺地域が松本市の半額負担であることに對する批判であつた。しかし、松本の場合は、

「官ノ必要ト認メラレ電話ヲ架設スル次第ナレバ 交換局ノ設備等ハ勿論国庫ノ費用ヲ以テ支弁スベク既ニ電話局ノ改築工事ヲ競争入札ニ附セリ」

として、すでに電話局改築に着手しており、しかも岡谷等の地域は地元の要求で電話架設を進めているため電話局等の設備負担は地元が負っていることからこのような負担割合となつた旨、説明された。

長距離電話問題は、七月二〇日の市議会でも取り上げられ、審査委員会が

「長距離電話架設費三千円ハ委員会ニ於テ不急ト認メラレ削

除」⁽⁵⁵⁾

した旨の報告を行ったが、市長は

「二千円丈テモ協賛ヲ与ヘラレタシ」

として再考を促した。にもかかわらず、審査委員会はいくまでも、急ぎ計上する必要なしとの立場から、三千円全額の削除を主張したのである。この後、多くの議員からの意見が頻出し、議論の結果、この問題は三千円を二千四百円に減額することで決着している。

最後に触れておかねばならない事項として、松本町政・市政に甚大な影響を及ぼし続けた分県・県庁移転問題があつた。

松本における県庁の移庁運動は、明治四年の廃藩置県が断行されて以来、常に松本が抱える重要なテーマであり、恐らくは最も根深い懸案事項でもあつた。この運動をめぐっては松本選出の県会議員が執拗に県議会で問題提起しているし⁽⁵⁶⁾、松本町民による県税・町税滞納、またいわゆる松本騒擾事件が発生している⁽⁵⁷⁾。こうした一連の移庁・分県運動はその後の長きにわたつて松本町・市政上のデリケートな問題だつたのである。

一例をあげれば、松本町は明治二三年、県下でいち早く市制への移行を模索して市制施行取調準備委員会を町会に組織し、明治二七年には内務大臣に最初の市制施行を申請した。二九年、三五年とその後も申請を繰り返したにもかかわらず、納税拒否問題が桎梏となつて、市制への移行は長野市成立から一〇年後の明治四〇年となつたことである。最初に市制を申請するチャンスであつた明治二三年には、「松本町民ハ之（移庁分県運動……筆者注）ニ熱中シ、故ニ他ヲ顧ミザルモノノ如」⁽⁵⁸⁾き状態だつたため、市制へ向けた動きが中断されたといわれるほどである。

この問題は、松本市制施行の後にも市議会で度々取り上げられ、もはや反論の余地がないかの雰囲気さえ感じさせる。恐らくは市となり長野市と同格になつたという自負と県庁焼失とを契機として移庁論が再燃したのであろう、移庁に関する取調委員会が市議会内に設けられたごとくであり、明治四一年五月の市議会で委員から以下のような報告があつた。

「第一八市会ニ於テ内務大臣及ヒ本県知事ニ対シ市制第三十三條二項ニヨリ意見書ヲ提出スルコト 則チ長野県庁ハ松本市ニ置クヲ適当トシ松本県（ママ）知事ニ向ツテハ松本

市ニ設置スルコトニ付充分尽力ヲ乞フトノ主旨ヲ以テ提出シ 第二八理事者ニ要求シ市長ヨリ新築スベキ県ノ敷地費用ハ全部寄附スルトノ提案ヲナシ 而シテ市長ハ此条件ヲ以テ申請書ヲ提出シ 猶内務大臣ニ向ツテモ県治ヲ松本市ニ置クヲ適当トストノ陳情書ヲ提出シ 専心此目的ノ貫徹ヲ市長ニ請フコト 而シテ一面ニハ市長議員ハ協議シテ市民大会ヲ催シ 第一着手トシテ移庁期生同盟会ノ事務所ヲ開設スルコト 抑々移庁ハ重大問題ニシテ市會議員ノミニシテ其意見ヲ徹底スベキモノニアラズ 議員市役所ハ勿論市民全体ニ於テ此意ヲ体シ活動セサルヘカラズ 第二八運動費トシテ数千ノ金圓ヲ募集シ運動ニ就テハ常設委員ヲ置キ運動費募集或ハ陳情活動ノ任ニ當ラザルベカラズ 而シテ西筑摩諏訪両郡其他ノ地方ニ向ツテモ協力ヲ請ハザルベカラズ 其方法ノ細目ニ至ツテハ期生大会ニ於テ決議スルコトトシ 委員取調ノ結果ニ於ケル方法ハ大略以上ノ如シ」⁽⁹⁾

これを受けて、長野県庁が焼失したのは水利の便が悪いためだから松本ならば問題ない、したがって木造で県庁を建設することも可能なので建築費は、長野市に再築した場合に比べて半額で済む。だから、敷地と建築費のすべてを市で負担するぐらいの覚悟で取り組むべきだ、との意見も飛び出し、質疑は熱気を帯びていた。

これに対し市長は慎重に以下のように答弁したのである。

「此問題ニ就テハ県庁焼失以来種々研究シタリ 而シテ前例ニヨレハ県會議場ニ於テ警官ノ不注意ヨリ議員ノ殴打セラレタルモノアリ 故ニ県会ノ議ニ上ホルトセバ直接議員ノ

防衛ヲ為サザルベカラズ 而シテ当市民ノ意向ニシテ一致結合費用後顧ノ憂ヒナク県会ノ多数ヲ制シ大臣ノ指定ヲ仰クニ至ルマデハ其順序ノ実行ニ於テ実ニ苦心ト云フベシ先ツ当初ニ於テ少ナクモ尅万圓位ノ費用ハ調達準備セザルベカラズ 然ラハ調達方法如何 先年軍人歓迎大会開催ニ際シ各町ノ先輩若クハ有志ニ話シ配布金シタルノ先例アリ今回モ亦此例ニ倣フ己ムニ得ザルナリ又某有力家ノ提案トシテ市ニ基本財産トシテ県建築ノ土地ヲ予カシメ購求シテハ如何トノ注意アリ 此地所ノ処置ニ就テハ種々収利ノ方法モアレトモ先各方面ニ対シ細心周知之処置セザレバ到底目的ノ貫徹容易ナラザルベシ 御参考ノ為メ一言ス」

市長自身が、これ以前に県會議員として県議會において移庁論を展開していた当事者であったから、経緯を縷々述べて慎重に行動するよう促していたのである。

この後、市議會では起草委員が決められ、いずれ起草された意見書を内務大臣と県知事に提出する旨の決議をしている。執拗な移庁運動という他ない。

結 び

松本市議會の予算審議は本質的に、苦渋に満ちていた。

市全体として重い地方税の負担を背負い込んでいるにもかかわらず、確実かつ十分な歳入をはかるための厳格な課税方式を布いていたのでもなければ、水も漏らさぬ収納方式をとっていたのでもなか

つた。本来であれば採用して何の不思議もない所得税の附加税を賦課してはいなかったし、地方税たる県税・市(町)税の徴収において、むしろ自らが税の滞納を容認するという逆説的な巡り合わせを甘受することとなった。内務省や県による分県・移行要求拒否に対する抗議として始めた地方税滞納運動が桎梏となり、結局は市制実現が著しく遅れざるを得なかつたという皮肉な展開は、まさに、意図と結果の乖離という他はない。

かかる芳しくない歳入状況ではあつても、それなりの教育費は支出せねばならない経緯があつた。第一に、それが国家の要求する地方自治であつたし、第二には、教育費に関して長野県は特殊な状態に置かれていたからでもある。

まず、国政事務を地方にどんどん委任することで国家の財政負担を地方に転嫁しようとする政府の意図は、教育費に典型的に表れていた。あまつさえ、明治一〇年代に行われた県による徹底した教育費確保の強権発動により、長野県の市町村は教育費のレベルを落とすことが困難であつた。予め県が設定した教育費予算に達しない町村に対しては郡が、郡が手に負えなければ県が、徹底的に予算の手直しを要求することによって高水準の教育費支出を実現させた^⑧。このような経緯があるため、本論で検討の対象とした明治四〇年前後にも、教育費の確保はほぼア・プリアオリの問題として扱われていたのである。十分な財源がない中であっても確保しなければならぬ教育費、しかもそこでは、小学校建築にかかわる土木費問題が絡み合いながら事態が進行したのである。

本論で検討してきた松本町・市の財政、および市議会審議の内容に表れた以上のような経緯は、一体、何を意味するのだろうか。

簡潔に言えばそれは当時の、否、現代においても、地方議会が抱える二重性あるいは二面的性格に他ならない。国家的要請を、いわば上意下達で地方の末端まで徹底させるための役割を持つ反面、地方議会であるからには住民の身近な問題を解決するという当然の任務を遂行する役割をも持つていたのである。当時の地方自治が持たざるを得なかつたかかる二面性は、政府部内での反対を押し切つて地方自治の樹立を急いだ山県有朋の次の言葉に如実に表れていよう。

「抑々町村ノ自治ハ隣保団結ノ旧慣ヲ基礎トシ 其ノ上二行

ハルルモノナリ……新町村制ノ実施以前ニ於テ 先ツ町村

併合ノ処分ヲ断行スルコトトシタリ」^⑨

ここからは、幕藩体制下で形成されてきた「隣保団結ノ旧慣」、つまり近世村落的なまとまりを前提として町村制は実施されるべきだが、そのことは矛盾する「町村併合」を行うという、二面的性格を明確に読みとることができる。

松本市議会は、国家的要請を貫徹させるための役割と、住民から自然発生的にわき上がる要求の実現という、この矛盾する二つの側面を宿命的に宿していたのであり、必ずしも潤沢ではない歳入を切りつめながら、国家からの要請である教育費負担をいかにこなしていくかの問題と格闘していたのである。ここに我々は、予算の奪い合いとも異なり、上からの要請と下からの要求に右往左往する、地方議会の苦渋を見出す。

地方自治確立期において地方議会が、かかる二面的役割を果たしたのだと結論づけられる所以である。

注

- (1) 総務省の『地方財政白書』によれば、平成二二年度における国の歳出総額一〇〇兆七二六三億円のうち、国から地方に対する支出は三七兆七六四九億円に達している（平成一四年版『地方財政白書』三二〇～三二一頁）。
- (2) 単年度収支でみれば、全国五四〇八市町村のうち二三八三が赤字団体となっている（平成一四年版『地方財政白書』一三頁）。
- (3) 一九七二年に田中角栄内閣が発足したことで、いわゆる日本列島改造論ブームに乗った地域開発の大きなうねりが起こったことは周知の事柄に属する。このとき一種のスローガンとして使われたのが「地方の時代」なる表現である。しかしそこでの大きな狙いは何よりも「開発」にあったのであり、分権はひとり土地・建設にからむ規制の緩和としてのみ進行した。
- (4) 地方自治をめぐる制度上の歴史的諸画期と分析に関しては、さしあたり大島太郎『日本地方行政史序説』（一九六八年、未来社）、大石嘉一郎『日本地方行政史序説』（一九七八年、御茶ノ水書房）および大島美津子『明治国家と地域社会』（一九九四年、岩波書店）を参照されたい。大石嘉一郎『日本地方行政史序説』は自由民権運動とその経済的基盤を、地方制度のあり方と関連させて分析しているし、大島美津子『明治国家と地域社会』は、詳細な財政分析をもとに国家政策と地方制度を論じた労作である。
- (5) 大区小区制にともなう合併の結果、筑摩県の町村数九四八は一七一へ、長野県では九六三町村が五三一へと減少した（『長野県市町村合併誌』総編一八三頁および一九一頁）。町村制が実施された直後の明治二二年には一年の間に全国の町村数は七万一一四から一万五八二〇へと減少し、長野県においても八九一カ町村が三九一カ町村へと町村合併が進行した（『長野県市町村合併誌』六八七頁）。
- (6) 大石嘉一郎前掲書五五頁参照。なお同書では、大区小区制の特徴は、中央集権化を地方の末端まで貫き地方毎にまちまちだった制度をある程度統一したことにある一方で、その運営上では旧来の町村組織の存続を事実上黙認せざるを得なかったという、二面的性格をもつものだったと把握されている。
- (7) 『松本市史』第二巻歴史編Ⅲ近代の八〇三九頁参照。

- (8) 大島美津子前掲書一五六頁参照。なお、この時期の大衆消費税では煙草税・酒税が大幅に増税されたし、菓子税・醬油税なども新・再設されている。
- (9) 町村の連合は、実際には複数の町村を管轄する連合戸長役場を設定することであり、長野県では、明治一八年当時の八九一カ町村に対し二五一の連合戸長役場が設けられた（『長野県市町村合併誌』二五六頁）。
- (10) 大島美津子前掲書一八九頁。
- (11) 前掲『松本市史』二九四～二九六頁参照。なおこの時、県からの命令により松本町とは別に、出川村・笹部村・両島村・高宮村・並柳村と筑摩村の一部が合併して松本村が誕生している。松本村は大正一四年に松本市と合併する。
- (12) 松本市制へ向けた動きについては、『長野県史』通史編第七巻近代一の七二五～七二八頁、および前掲『松本市史』三〇四～三〇八頁を参照されたい。
- (13) この時期の松本地方における町村合併については前掲『松本市史』二九四～二九七頁、および前掲『長野県市町村合併誌』を参照のこと。
- (14) 前掲『長野県市町村合併誌』三二五頁。
- (15) 同右三四二頁。
- (16) 大島美津子前掲書二八八頁参照。
- (17) 松本の人口については「町村制実施以来松本町財政一覧表」および『長野県史』近代史料編統計（一）の一八一頁、物価については『長野県史』近代史料編統計（二）の六〇九頁を参照。
- (18) 松本市会議事録明治四二年三月一九日。
- (19) 同右。
- (20) 前掲『長野県市町村合併誌』六九八～七〇二頁。
- (21) 旧『松本市史』下巻一六四～一六六頁の「松本市市債表」による。
- (22) 『明治大正財政詳覧』によれば、
「国税府県の附加税及特別税を賦課することを得。
国税の附加税たる府県税に対しては附加税を賦課することを得ず。
特別税は別に税目を起して課税するの必要あるとき賦課徴収するものとす。
特別税を新設し増額し又は変更するとき並間接国税の附加税を賦課するとき
は内務大臣の許可を受くべきものとす。」

とされている。

(23) 長野県市町村の場合、明治二〇年代後半に二五パーセントだった地租割の比重が四〇年前後には一〇パーセント以下まで低下した。戸数割の割合はそれと反比例し、三〇パーセント弱から五〇パーセント以上へと上昇している（『長野県史』通史編第七巻近代一の五二〇頁参照）。

(24) 明治二一年に市制町村制の公布にともなう法律第一号で次のように規定された。

「第九十條 町村税トシテ賦課スルコトヲ得可キ目左ノ如シ

一 国税府県ノ附加税

二 直接又ハ間接ノ特別税

附加税ハ直接ノ国税又ハ府県税ニ賦課シ均一ノ税率ヲ以テ町村ノ全部ヨリ徴収スルヲ常例トシ特別税ハ附加税ノ外別ニ町村限り税目ヲ起シテ課税スルコトヲ要スルトキ賦課徴収スルモノトス
第二百六條 左ノ事件ニ関スル町村会ノ議決ハ内務大臣及大蔵大臣ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

三 地租七分ノ一其他直接国税百分ノ五十ヲ超過スル附加税ヲ賦課スル事

(25) 旧『松本市史』下巻一四三頁。 (『明治財政史』第五卷九二二〜九二七頁)

(26) 松本市会議事録明治四二年三月一九日。

(27) 『明治大正財政詳覧』五三四〜五三六頁の「町村歳入総括内訳表」から算出。

(28) 『長野県教育史』第二巻総説編二（一九八一年、長野県教育史刊行会）八六〜八七頁および二四二〜二四三頁参照。

(29) 『長野県教育史』第二巻総説編二の一五一頁参照。

(30) 明治三〇年の勅令第二号「市町村立小学校教員俸給二関スル件」で、人口一〇万人以上の市で尋常小学校正教員月俸の平均額が一六円、その他の市では一四円、町村で一〇円とされた。長野県ではこれを受けて、「町村立小学校教員ノ俸給額旅費額ノ標準並俸給旅費其他諸給与ノ支給規則」を改訂し即座に実施している（『長野県教育史』第二巻総説編二の一三二頁）。

(31) 『長野県教育史』第二巻総説編二の八六〜八七頁。

(32) 『長野県史』近代史料編第八巻（二）衛生・防災の二二二〜二四頁。

(33) 松本市会議事録明治四〇年七月二七日。

(34) 松本市会議事録明治四〇年七月二七日。

(35) 松本市会議事録明治四〇年七月二七日。

(36) 長野市立商業学校は明治三四年に甲種商業学校へ昇格した（『長野県教育史』第二巻総説編二の五一〜五二頁）。

(37) ここでの質疑内容は、松本市会議事録明治四〇年七月二七日。

(38) 松本市会議事録明治四〇年三月三〇日。

(39) この間の質疑については松本市会議事録明治四一年三月三〇日。

(40) 松本戊戌商業学校は明治三八年に文部大臣宛に次のような申請書を提出している。

「本校屋外体操場用地ノ義去ル明治三十五年九月廿六日実甲第一三八八号ヲ以テ松本町大字相二設置御認可相成居リ 尚本校舎建築用地ハ同町大字北深志字新町二指定申請致置候処 屋外体操場指定地タル大字相附近則チ松本町大字北深志字上横田町下横田町ヲ以テ芸妓公許地ト本県令ヲ以テ指定セラレ去ル三十八年一月一日ヨリ実施相成候二付キ 今般更ニ校地及屋外体操場共同町大字北深志字葵馬場町へ変更仕度候」（松商学園所蔵の「学事二関スル書類綴」）

(41) 当該問題に関する以下の質疑は、松本市会議事録明治四一年三月三〇日による。

(42) 松本市会議事録明治四二年三月一九日。

(43) この時期、各都市における商工業者の団体である商工会議所は商業会議所法にもとづき「商業会議所」と呼ばれていた。なお、松本商業会議所については拙稿「地方商工会議所の歴史的性格」（『松商短大論叢』四五号）を参照されたい。

(44) ここでのやりとりについては、松本市会議事録明治四二年三月三〇日を参照。

(45) この時期、県下の実業学校は、明治三四年に小県蚕業学校が県立移管となり、三七年には上伊那農業学校、三九年には木曾山林学校も県立に移されている。しかし、商業学校については、これよりかなり遅れて長野商業学校が

大正二一年に漸く県立となり、松本戊戌商業学校は今に至るも、私立として継続している。

(46) 当該問題については、松本市会議事録明治四二年三月一九日、三月三〇日参照。

(47) 『長野県教育史』第三巻総説編三の三七四頁。
旧『松本市史』下巻一八三頁。

(49) 松本市会議事録明治四一年三月二五日。これを受けた審査委員会委員長の発言は松本市会議事録明治四一年三月三〇日。

(50) この問題に関する以下の質疑は、松本市会議事録明治四〇年七月二七日、七月三〇日、および七月三十一日を参照。

(51) ここでのやりとりについては、松本市会議事録明治四三年八月二七日。
(52) 松本市会議事録明治四一年五月九日。

(53) 松本市会議事録明治四〇年七月二七日。なお、東筑摩郡内の教員組織である信濃教育交詢会は、もともと明治一二年に設けられた東筑摩郡教育会をその前身としていた。東筑摩郡教育会はその後、東筑摩教育交詢会と名称を変更し、明治三一年には信濃教育部会東筑摩交詢会（信濃教育会とは別組織）となった。明治四一年になって初めて信濃教育会の一部会となり、名称を信濃教育会東筑摩部会とした（『長野県教育史』第一巻創設編一の九〇九頁、および同書第二巻の七六九〜七七二頁）。

(54) 長距離電話問題に関しては、松本市会議事録明治四〇年七月二七日および七月三〇日。

(55) 松本市会議事録明治四〇年七月二〇日。

(56) 明治二一年には移庁建議案が長野県議会に提出され、激しい議論が繰り広げられた（『長野県史』近代史料編第二巻（一）県政の一〇五二〜一〇七二頁参照）。また明治二二年には初代松本市長（当時は県議）ら三名による連名で元老院に宛てて分県の建白書を提出している（同上書の一〇八一頁〜一〇八五頁参照）。

(57) 松本騒擾事件については、『長野県史』通史編第七巻近代一の一四二八〜一四三〇頁を参照のこと。

(58) 同右書の七二五頁。

(59) 松本市会議事録明治四一年五月二二日。

(60) この点については、『長野県史』通史編第七巻近代一の一四三四頁〜一四三六頁参照。ここでは、長野県が教育県といわれる所以を、教育費を確保すべく明治一〇年代に県が実施した絡線のなせる技であるとみている。

(61) 国家学会編『明治憲政経済史論』所収の山県有朋「徴兵制度及自治制度確立ノ沿革」一四八〜一四九頁。